

ノ文章モ村田サンノ云フ様ニ初ノニーツ云テ何々トスルカ宜シイ
ト思フ、其先キへ行キマセウ

第七十七條朗讀ス

第八十一條 次條ノ條項ニ從フノ外判事ハ懲戒裁判又ハ刑事裁判
ノ判決ニ因リ公務停止トナルニアラサレハ其意ニ反シテ免官又
ハ轉所（豫備判事タル時ヲ除ク）又ハ減俸又ハ一時停職セラレ
又ハ退官セシノラル、事無シ

前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若クハ其間ニ於テ法律ノ許ス
一時ノ停職ニ關係アル事無シ

（小松報告委員） 之ハ修正案カ提出シテアリマス

（清岡委員） 其判決ハドウ云フ事ニナリマスカ

（小松報告委員） 判決ニ因テ免官ニモ減俸ニモナリマス

（清岡委員） 「因ルニアラサレハ」ト云フト、ソレニ因テ處分法

ハ司法大臣カセヌ様ニナル

（小松報告委員） 勿論左様デ御座イマス、懲戒裁判ニ因テ司法大
臣カスルノテアリマス

（鶴田委員） 刑事ナレハ刑法デ始審トナル

（小松報告委員） 刑事デナイ事モアリマセウ刑事デ免カレテモ、
ヤラレル事ガアリマス

（清岡委員） 刑事上デ轉所免職ヲ言付ケル事ニナリマセヌカ

（小松報告委員） 懲戒デヤリマス

（村田委員） 公用停止ハ翻譯文ガちと悪イカト考ヘマス原誓ノ意
味デモ懲戒裁判所刑事裁判所テ裁判ノ公務停止トナル判決ニ因テ
トアリマス

（出浦報告委員） 之デ其積リマス

（村田委員） 然ウハ見ヘヌ

(三好委員) 然ウスルト公務ヲ止メヌトキハ罰俸ハ出來マセンネ
 (鶴田委員) 公務停止ハ懲戒裁判デ言付ケテ宜シイカ修正ニモ轉
 所ト云フ事ガアルカラ轉所モ判決デ言渡ス様ニナル
 (本多報告委員) 東京カラ横濱ヘヤルノモ申渡ス
 (小松報告委員) 塞カツテ居テヤル所カナケレハトウシマス
 (西委員) 然ウスルト豫備ニ下ケルノデセウ
 (小松報告委員) ソレダカラ轉所ハ宣告ガ出來ナイ
 (出浦報告委員) 全體原案カラシテ分ラヌ、轉所減俸ハ懲戒上ノ
 刑事ニナリマスカ、ナリマセンカハ私共ニモ分リマセンデ妙ナ案
 タト云テ、納メテアリマス
 (小松報告委員) 免官ハ裁定テス、然ウスルト公務停止モ分テ來
 ル
 (出浦報告委員) 詰リ議場デ極ツタ精神ガ文章デ現ハシテ居ル様

ニ認メテ居リマス
 (尾崎委員) 元トハドウ云フ事デアリマシタ
 (出浦報告委員) 元ト轉所ハ懲戒裁判ヤ懲戒ニ關係シナイ、免官
 減俸、退官、轉職ハ宜シイカ轉所ニ司法大臣カシナケレハナラヌ
 判決ノトキ轉所ハ言渡ス事ハ出來ナイト云フ事デアリマシタ轉所
 ト書ケハ刑名ノ様ニナリマス
 (尾崎委員) ソレテハ停止、免官、轉官デスカ
 (出浦報告委員) 免官、減俸、退官、轉職ノ四ツデ御座イマス
 (三好委員) 家ヲ貰ツテ居ルカラ俸給ヲ貰ツテ居ル然ウスルト罰
 ニナラヌ事ニナル、ソレテ永久停職ハ罰ツタデス
 (南部委員) 永久停職ハ區別カ出來マセン
 (小松報告委員) 永久ハ一時ヨリ少シ永イト云フ説カアリマス
 (三好委員) 一時停職、永ク停職ト云フ事デアリマス

(委員長) 元トノハドウアリマシタカ

(本多報告委員) 免官之レキヤト云フアリマシタ職ヲ離レヌト云フ事デアリマス

(委員長) 職ヲ離レル中ニ免官退職ナドガ導入ツテ居ルト云フ事ハ説明シ難イ

(出浦報告委員) 免官、退職、退官ハ判決デナケレハナリマセン、ソレヲ轉職カ加ハツタノハ困リマシタカラノ事デアリマス

(委員長) 免官、轉職、減俸、一時停職、退官トナルカ

(清岡委員) 停止ト公務ノ停職トハ違ヒマスカ

(三好委員) 同シ事テス

(委員長) 轉所ト云フ意味ハ

(小松報告委員) 此裁判所カラ他ノ裁判所へ移ス東京カラ横濱ノ裁判所へ移スト云フデアリマス

(委員長) 之ヲ實際施行スル考ヘテヤラスト困ル

(小松報告委員) 其事ハ大變議論カ御座イマシテ一旦半数ニ岐レマシタケレ共免ニ角之ヲ動カシテハナラヌト云フ議論ニナリマシ

タ

(三好委員) 之ハ報告委員ノ組合デ修正案ヲ出シタイト思ヒマシテ充分勉メテ見マシタカ報告委員デ折合カ付キマセン、五人ノ中

三人迄、原案ノ儘デ「轉所」ト云フ字ヲ是非用ヒナケレハナラヌト云フデアリマスカラ組合ノ修正案トシテ持出ス事ハ致シマセ

ンケレ共私カ委員ノ一人トシテ委員會ニ修正案ヲ出シタイト思テ居リマス、先刻カラ全體ノ事カ論ニナツテ居リマスカラ全體カ極レハ轉所ニ付テ論ヲ出ソウト思ヒマス

(委員長) 然ウスルト改正案ト原案トノ決ヲ採タ後ニシテ下サイ先ツ公務停止ヲ制ルカ制ラヌカト云フ事ト永久停職トヲ決シマセ

ウ

(渡委員) 一寸御尋ネカアリマス報告委員カラ公務停止ヲ削ルト云フカ公務ヲ停止シナケレハイケヌカラ削ルト云フガ原案ニ「次條ノ條項ニ從フノ外判事ハ懲戒上又ハ刑事上ノ判決ニ因リ公務停止トナルニアラサレハ其意ニ反シテ」云々トアリマスガ佛文ヲ讀メハ公務停止ノ意味カ顯シテ居ル「次條ノ條項ニ從フノ外判事ハ公務停止ヲ受クヘキ裁判ニ因ルニアラサレハ」ト讀メマスカ、ソレト裁判ノ判決ハ公務ヲ停止シナケレハナラヌト云フノトハ大變違ウト思フ

(出浦報告委員) 上ノ方へ公務停止ヲ持テ行クト餘程オカシイカラ、ソレテ後トノ方へ入レマシタ、其實ハ公務停止ヲ要スル判決ト云フノデ御座イマス、其判決カナケレハ出來ナイゾト云フ事デアリマス

(渡委員) 然ウスルト委員ノ修正ノ様ニスルト文ガ和ライデア來ハシマセンカ

(出浦報告委員) 公務停止ハ判決ノ結果デアリマス、判決ヲ受ケレハ公務停止ニナリマス

(渡委員) 然ウスレハ削ラナイデモ差支ヘナイ加ヘテアレハ公務ヲ停止シタ以上デナクテハ出來ナイト云フト委員ノ意見ノ通りニナラナケレバナラヌガ翻譯文カ充分ニナツテ居ラヌ様デ御座イマス

(清岡委員) 公務停止ノ判決ヲ爲ス様ニナツテ居リマス

(村田委員) ソコハ今一通翻譯局テ調ヘテ下サイ

(委員長) 「公務停止」ハ原文ト譯文トノ違ヒテアリマス事柄ハ同ジデアル、處カ「永久」ハ意味カ違ウカラ極メテ貰ヒタイ

(村田委員) 「永久」ノ刪ルカ宜シイ

(委員長) 前ノ「公務停止」ハ翻譯局ニ任セテ意義ヲ誤マラヌ様ニシテ「永久」ト「一時」ノ決ヲ採リマセウ

(村田委員) 然ウスルト一時ハアリマセンネ、停止ト云フト一時ノ事デスカラ

(委員長) ソレデヤア「永久」ハ削リマス

(三好委員) 私カ提出シマスルノハ「轉所」ト云フ二字ノ修正デアル、「轉所」ヲ「轉官、轉職」ト云フ四字ニ換ヘタイノデアリマス其理由ハ「轉所」ト申シマスルト、唯所ヲ轉スルト云フ事ニナリマス、文字ノ上カラモ唯所ヲ轉スルト云フ事ニナリマスカラ轉職ト云フモノハ籠ツテ居ラヌ様ナ疑ヒモ已ニ出テ居ル、又第一所ヲ轉スルト云フ事ハ少シモ此ノ意ニ反シテ懲戒裁判ヲナケレハナラヌト云フ事ハアルマイト思フ、懲戒裁判ヲ所ヲ轉スルト云フ懲戒裁判ハナイ筈デアロウト思フ、職ニナリマスレハ恰度平ノ判

裁構一ノ二〇〇

事ガ裁判所長ニナルト云フ様ナ事ハ即チ職ノ轉スルノデアアル、ケレ共同シ地方裁判所ノ判事ガ東京ノ判事カ横濱ノ判事トナリ同シ職ヲ移リマスルノハ轉職トハ申シマセン、ソレハ無論出來ル事ニナラネバナラヌ、唯職ノ變ルノハ縦令上ノ職ニ行コウカ、下ノ職ニ行コウカ同等ノ職デアアルガ補職ニ係ル事ハ意ニ反シテ出來ナイ、又裁判官カ參事官ニナルノモ意ニ反シテ出來ナイ、所ヲ轉スル事ハ意ニ反シテモ出來ル

(委員長) 並ノ判事カ豫審判事ニナル事ハ意ニ反シテハ出來ヌ事ニナルネ

(三好委員) 豫審判事ハ職テス

(清岡委員) 宜イ方へ替ヘテ仰シヤツタカ之ハ惡イ方へ下ケル話シデス

(三好委員) 惡イ方テモ宜イ方テモ轉職デアルテス

(委員長) ソレハ然ウナリマセウ

(三好委員) 豫審判事モ職ニ遁入テ居リマス補職テアリマスカラ、七十五條ニ「某裁判所判事ニ補ス」トアツテ「其後ノニ補職ハ司法大臣之ヲ爲ス」ト云テアリマス

(尾崎委員) 三好サンノ御説ハ分明ニ承リタイ

(三好委員) 職ト申上ケタノハ悪ルカツタテス轉官デ御座イマス

(西委員) 今日ハ東京ニ行ケト云ハレ明日ハ長崎ニ行ケト云フ様ナ職ヲサレテハ困ル

(委員長) 之ハ獨逸キリデス、他ニハアリマセン、逆モ學問ノ出來テ餘ル丈ケノ人ノ出來タ時デナケレハ行ハレマセンガ死ンダトキ代リニ行ツテ呉レト云フトキ私ハ嫌厭ダト云ハレテハ困ル、今ノ所テハ函館ヤ札幌ノ裁判官カ缺ケルト直クニ困ル、十年モ二十年モ經テハ宜シイカ今已ニ私カヤツテ見テ居ル、ヤツテ見タイケ

ヌカラ仕方ガナイ

(尾崎委員) イカヌトキハドウスルト云フ豫備法ヲ御設ケニナレハ宜シイ

(村田委員) 轉官ニ同意シマス

(西委員) 勝手次第デハ困ル

(三好委員) 極端進行ケハ然ウテセウ

(西委員) 一方ノ事ハ意ニ反シテハイケヌガ一方ハ意ニ反シテモイケルゾヨト云フ事ニナル、然ウスルト泣ク々々行カナケレハナラヌ

(三好委員) 然ウ云フ事ハ實際ナイ

(尾崎委員) 無イトモ必ラス言ハレヌ

(三好委員) ソンナラ行キテガナカツタトキハ何ウシマスカ諸君テモ極點ヲ想像スレハ一方モ極點ヲ想像シナケレハナラヌ

(西委員) 差支ヘタ時ハ豫備判事テ出來ル

(三好委員) 豫備判事デハ所長ハ出來マセン、其中ハ裁判所ヲ疊
ンテ仕舞ツテ宜シイカ

(清岡委員) 札幌ノ裁判所ハ皆嫌厭ダカラ司法大臣ヲ困ラセテ潰
シテヤレト云フ様ナ事ハナイ「貴様行ケ」ト云ハナイデモ「某ガ
死ンデ困ルカラ貴様ハ身體モ壯健テアルカラ行カナイカ」ト云フ
ナレバ行キマス

(三好委員) ソレダカラ實際ハ然ウナリマス

(委員長) 今日ノ儘デ据ヘテ置クト、寒イ時ニ僕麻質斯カ起ツタ
トカ、肺病カ起ツタト云テ氣ノ毒デタマラヌ事ガアル、身體ニ
ハ代ヘラレヌト云フ者ガアリマス、今一步進ンテ裁判官ノ數ヨリ
三倍モ試補カ居ル、居ル様ナレハ行ケマスカソレ迄ハ待タナケレ
ハナラヌ

後編 I NO 11011

(笑作委員) 一體轉所ハ論カアリマシタ、意見ノ通りニシテ置キ
タイ、或ル人ハ敢ヘ出テ頭マ數ニナツテ呉レト云フ事カアリマシ
タ

(尾崎委員) 行ハレヌ事ハ取除ケ法テヤルカ宜シカロウト思ヒマ
ス

(委員長) 此法律カ單行ナレハ宜シイカ原則ヲ極メルノテアルカ
ラ然ウハ行カヌ

(笑作委員) 原則ヲ極メルニハ修正ノ如クニスレバ精神ヲ傷ケテ
仕舞フ、三好サンノ説ニスルト東京ノ者カ函館ニ、オイコクラレ
テ仕舞フ

(委員長) 是レカラハ司法大臣カシナイデ控訴院長ニヤラセヨウ
ト思フガ控訴院長カ何ウニモ斯ウニモ行カヌ様ニナル、東京ヘ來
イト云ヘバ誰レデモ來ル、田舎ヘ行ケト云フト誰レモ行カヌカラ

日本學術振興會

(三好委員) 据付ケラレタ者ハ病氣テモ何テモイケナイ事ニナル
 (笑作委員) 二條ノ精神カラドウシテモ斯ウヤラナケレバナラヌ
 (委員長) 之ヲ以テ精神ヲ壞ハス事ハナイ、免職ヲスレハ獨立權
 ニ關係スルガ、所ヲ變ヘル丈ケハマラナケレバナラヌ
 (村田委員) 實際差支ヘ~~ル~~ル事ヲ重大デアリマスカラ他日ヘ
 延シテハ如何デ御座イマセウ報告委員ノ方デ調ヘテハドウデス
 (委員長) 飯ヲ食ヒマセウ

于時午後零時四十五分喫飯ノ爲ノ休憩ス
 午後一時四十分開議

(委員長) 午前ノ續キヲヤリマセウ
 (西委員) 遠クニヤル者ハ俸給ヲ増シテヤレバ宜シイ
 (南部委員) 所ニ依テ何處々々ハ俸給ヲ増スト云フ事ヲ極メルノ
 ハ難イ、又今東京ニ居ル者ヲ一級増スカラ根室ヘ行カヌカト云テ

モ決シテ行キマスマイ

(尾崎委員) ソレハ無イトモ限ラヌ
 (委員長) 秋田、青森、北海道ノ諸裁判所ニ居ル人間ニ、貴様此
 處ニ一生居ルカト云タラ一人モ居ルト云フ者ハアルマイ
 (清岡委員) 一生置クノテハ無イ
 (三好委員) 併シ代リカナケレハ一生居ラナケレハナラヌ
 (南部委員) 俸給ヲ下ケルト云タラ困ヘルカ知レマセヌガ上ケル
 位デハイケナイ
 (委員長) 清岡サンノ云フ様ニ根室カ一番非道イカラ彼處ハ幾ラ
 増スト云フ事カ一番宜イカ何所カ悉イト云フ事ヲ定メルノカ六ケ
 敷イ、北海道ハ少シ違ウカ内地ハ寒暖モ非道イ差ハ無イカラ定メ
 ルノカ六ケ敷イ、内地ハ唯寒少ノ間カ長イトカ、暑サカ長イトカ、
 物價カ高イトカ云フ位ノモノダ

（三好委員） 之ハ中央計リデハアリマセン、地方裁判所カ區裁判所ヲ持テ居ルトキ區裁判所ト入レ換ヘルトキ區裁判所ヘモ行カヌデスカラネ

（清岡委員） 私杯モ人ヲ使テ居タカ假令ハ田邊ヘ行ケトカ五條ヘ行ケトカ云フトキハ誰デモ大坂ヨリ行クノハ嫌厭タケレ共所長カラ、貴様行カヌカト云フト、一年位ハ隨分行キマス

（三好委員） ソレハ昔シノ免官モ何モ所長ノ申立ニ因テ出來ルトキデ御座イマス、鳥渡飯チモ食ハセテ、御前御苦勞ダガ行テ呉レヌカト云フ位ノ事ハ覺ヘカアリマセウ

（清岡委員） 此議場ニシテモ私ハ是レテ仕切リテ歸ヘルト云フ事ハ出來ナイ

（委員長） ケレ共其意ニ反シテ引留ノル事ハナラヌト云フ事カアツテハドウデス

（村田委員） 此方ノ者チヤル計リデナク、向ウニ居ル判事モ動カサナケレバナラヌ

（委員長） ソンナラ三年以内ニハ轉職ハナラヌト云フ事ニシテハ何ウテス、ソレカラ先キハ止テ得ナイ場合ハ動カスト云事ニシテハ何ウデス

（尾崎委員） 三年ナレハ宜シイ

（南部委員） ソレヨリ「萬止テ得サル場合チ除ク」トシタ方カ宜シイ

（笑作委員） 兎モ角モ溢リニ轉職ハ出來ヌト云フ事ハ三年テモ宜シイガ、轉職チ制テ仕舞ヘハ勝手次第ニナル事ニナル

（清岡委員） 三年ニ一度位ハヤラレテモ仕方カナイ

（尾崎委員） 獨逸デハ惡イ所ハ給料テモ上ケマスカ

（本多報告委員） 自然上ケル様ニナツテ居リマス

(小松報告委員) 日本ノ長崎北海道ノ様ニ不便ナ所ハ獨逸ニハアリマセン

(委員長) 南部サンノ「止ヲ得サル」ト云フ字ヲ入レテハ何ウカ
(南部委員) 三年ト限ルノハオカシイ、ソレダカラ「萬止ヲ得サル」場合ト入レテ、附則ヲ以テ三年トカ二年トカ定メル事ニシタラ
何ウテス

(委員長) 「萬止ヲ得サル」ト云フ事丈ケデハ附則ヲ以テ定メル
事ハ出來ナイ

(西委員) 然ウスルト何ウテモスル事ニ矢張りナツテ來ルカラ
(南部委員) 此處ニ人カ大クレハナラヌト云フトキハ意ニ反シテ
モヤラナケレハナラヌ、其裁判所ノ人ニ不足ヲ生シテモ意ニ反シ
テハ出來ナイト云フ事ハナイ

(鶴田委員) ソレハイケナイ話シタ、何レ位ガ萬止ヲナイカ、千

止ヲ得ナイカ分ラヌ

(西委員) 法律語ニ「萬止ヲ得サル」ト云フ様ナ曖昧ナ語ハ除イ
タ方カ宜シイ

(南部委員) 實際差支ヘカ出來テ之ヲ變ヘナケレハナラヌ事カ出
來テ、變ヘルヨリ今日之ヲ「萬止ヲ得サル」ト入レタ方カ宜シイ、
年限ニハ弊カアリマス、三年トスルト三年來タカラ最ウ動カシテ
貰ハナケレハナラヌト云フ様ニナル、已ニ是レ迄内定ノ二年ト云
フ事カアツタトキモ最ウ二年ニナツタカラ動カシテ貰ヒタイト云
フ事カアリマシタ

(村田委員) 其氣味モアリマスネ

(笑作委員) 行コウト云フ人ガナケレハ何時迄經ツテモ、代リニ
ヤル人カナケレハ動カス事ハ出來ナイ

(南部委員) 人情ハ然ウハ行キマセン

(笑作委員) 「萬止ヲ得サル」事ハ是レ々々ト書キマスカ

(南部委員) ソレハ附則ニ書キマス

(笑作委員) 何ウ云フ事デスカ

(南部委員) 三人裁判官ガ無ケレハナラヌ、處ガ一人缺ケタ、其所ヘ行ク者ハ一人モ無イトキガアリマス

(笑作委員) 其トキハ俸給ヲ増ス

(三好委員) 無イトキハ何ウスルカ

(清岡委員) 豫備判事モアリマス、然ウ云フ條例カアツテ忍チ差

支ヘカアルカモ知レヌト云フトキハ二、三ノ豫備判事モ置カナケ

レハナラヌ

(三好委員) 足りナイ所ヲ填メテ行ク様ナ豫備判事ハアリマセン、

ソレテ經濟上ニモ大變支ヘマス、今日本國中ヲ探セバ一人捕ヘル

事ハ出來マセウカ、一人缺ケルト日本國中ノ裁判所ヲ探シテ歩カ

ナケレハナラヌ、然ウスルト大變速イ所カラヤツテ來ルニハ旅費

モ大變費サナケレハナラヌ、近イ所ノ人ヲ動カス事ハ出來ヌ

(清岡委員) ソンナ「萬止ヲ得サル」トシテハ何ウデス

(尾崎委員) 私杯ハ三年ト限ルカ宜シイト思フ

(笑作委員) 「萬止ヲ得ナイ」ダノ「特別」杯トシテモ司法大臣

カ勝手ナ事ヲスル人ナレハ何ンナニデモ動カセルガ、三年デハ何

ウシテモ動カス事ハ出來ナイ

(清岡委員) 是レ迄走り判事ハ始終走ツテ居ル様ナ事カアリマシ

タ

(尾崎委員) 日本國中ノ裁判所ヲ探スノハ大變テアルカラ三年ト

定メタ方カ宜シイ

(南部委員) 三年經ツテモ意ニ反スルカ反セヌカヲ定メナケレハ

(尾崎委員) 三年経テハ意ニ反シテモヤル

(西委員) 然ウデス意ニ反シテモ出来マス

(尾崎委員) 行クカ無イト云フ迄ヲ定メルノガ大變六ヶ敷イ

(南部委員) ソレハ版ニ刷ツテ何處ノ裁判所ノ判事力缺ケタト云

フ事ヲ達スレハ宜シイ、ソレハ控訴院へ達シテ控訴院カラ始審へ

達スル

(本多報告委員) 之ハ裁判官ノ方カラ考ヘテ御取リニナツテ居ル

様デ御座イマスカ、人民ノ方カラ極メタノテアリマスカラ年限ヲ

立テラレテハ困リマス、然ウデナイト構成法ノ旨意カ立チマセン

(渡委員) 此裁判所ハ此人チャツテハナラヌト云テ動カスノデハ

ナイ、意ニ反シテハイケナイト云フノハ裁判權ノ獨立ヲ尊ブノデ

アルカラ承諾サヘスレハ宜シイ

(南部委員) 併シ人民ニ關係アルカラデアリマス

(本多報告委員) 行政官カ干涉シナイ、人民ニ良イ裁判ヲ與ヘテ
ヤルト云フ旨意デアリマス

(委員長) 三好サンノ提出シタ轉官ト云フ説ト原案トノ決ヲ採ラ
ナケレハナラヌ、轉官ヲ何處迄モ御ヤリナサルカ、南部サンノ論
ニシマスカ

(村田委員) 轉官ニ同意デス

(清岡委員) 轉官ト云フ事ヲ懲戒ノ所へ掲ケルノハオカシクハア
リマセンカ

(三好委員) 之ハ懲戒法カ出来レバアルダロウト思ヒマス、已ニ
一提案ガ出来マシタトキモ轉官ハ一ノ懲戒ニナツテ居リマス

(尾崎委員) 裁判官カラ大藏省ノ役人ニモナレマスカ

(三好委員) 廣ク云ヘハ奏任一等トカ二等ノ所へ行ク云フ場合カ
アリマセウ

（委員長） 「轉官」ト云フ字ヲ入レルニ同意ノ方ハ御起チナサイ

起立者 少數

（委員長） 然ウスルト少數タカラ仕方カナイ

（南部委員） 「又ハ轉官又ハ轉所」トシテ「萬止ヲ得サル場合及ヒ豫備判事タルトキヲ除ク」ト修正シマス

（出浦報告委員） 「萬止ヲ得サル場合」ハ七十八條ニ御入レニナリマスト大變宜イ様テ御座イマス入ノ所へ裁判所ノ事情ヲ云フトオカシクナリマセウ

（清岡委員） 三年ノ事モ宜クアルマイト思ヒマスカラ萬止ヲ得ナイ場合ニ至テ始テ司法大臣ノ權カアル様ニシタ方カ宜シイ

（笑作委員） 原案ノ儘テハ如何テスカ

（清岡委員） 私杯ハ差支ヘナイト信シテ居リマスカ實際試ミタ事ガナイカラ公言スル事ハ出來ナイ

裁構一ノ二〇八

（委員長） 差支ヘル、東京トカ大阪ニ居ル人ハ格別其外ノ人ヲ、御前一生此所ニ居ルカト云ヘハ三分ノ二以上ハ嫌厭タト云フデアリマセウ

（清岡委員） 一生居ラナケレハナラヌト云フト行キテハアリマスマイガ二、三年ナレハ行キマセウ

（委員長） 今ナレバ宜シイガ是レカラ先キハ變ヘテヤルト云フ事ハ決シテ行キマセン

（笑作委員） 然ウ云フ場合カアルカ知レヌセン、一生涯居ル場合カアルカ知レマセン

（委員長） 二、三年經ハ返ヘシテヤルカラト云フカラ行クノダカ、今度返ヘシテ下サイト云テモ然ウハ行カナイ、今テモ北海道へ行クノハ長クハナイ、二、三年經テハ返ヘシテヤルト云テヤルノテ

(鶴田委員) 却テ反對シテ三年ナレハ三年置ク、三年経ツテモ居
 タケレハ置クト云フ事ニシタラ宜カロウ
 (委員長) 原案ノ儘テハ迎モ出来マセンカラ實際運ハセル様ニシ
 テ貰ヒタイ
 (笑作委員) 何ウシテモ遅ベヌト云フナレバ「萬止ヲ得サル」ト
 スルヨリ外ニ仕方カナイ
 (委員長) 元ト生レタ土地へ行クナレハ宜シイガ然ウデナケレバ
 行ク人ハナイ
 (渡委員) 「萬止ヲ得サル」ト云フ事ハ止シタ方ガ宜シイ
 (笑作委員) 別ニ規則カ出来レハ「特別」ノ字ヲモ宜シイ
 (渡委員) 「特別ノ差支」トシタラ宜カロウ
 (笑作委員) 附則ハ難カ拵ヘマス
 (三好委員) 附則ハ矢張り私共カ拵ヘマス

裁構一ノ二〇九

(笑作委員) 其中特別ノ事ガ出テ來ナイト困リマスカラ何ダカ不
 安心ダ
 (委員長) 轉職ト云ヘハ轉所ガ籠リマスカ
 (出浦報告委員) 轉職ト云ヘハ轉所モ籠リマス
 (渡委員) 轉職ト云フト何ウナリマスカ
 (南部委員) 所長ヲ平判事ニスル様ナモノデス
 (笑作委員) ソレデ堅クナリマスネ
 (委員長) ソレデハ「免官又ハ轉官又ハ轉職轉所」(特別ノ事件
 情アル場合及ヒ豫備タル時ヲ除ク)トナリマス
 (村田委員) 「取調」ハ
 (出浦報告委員) 審問ト云フ事テアリマス
 (小松報告委員) 「審問」ヨリ「審理」カ宜シイ
 (委員長) 文字ハ御具存ガアレハ翻譯局ヘ回シマス

(本多報告委員) 七十六條ノ國會ハ質問シマシタカ「ルードルフ」ノ考ヘテハ判事ハ總テ政事上ニ關係シテハイケナイ、固トヨリ國會ニ係ツテモ、イケナイト云フ考ヘデ(エイ)ニ導入ツテ居ル積リダソウテス、原文デ見レハ導入ラヌ事ハナイデス

(出浦報告委員) 英文テハ決シテ導入リマセン、然ウスレハ(ロ)ノ分ガ丸ルテ導入リマス

(本多報告委員) (ロ)ノ分ハ自治ナレハ國會議員トハ違ヒマスカラ

(委員長) 導入ラナケレハ(ロ)ノ府縣會議員ノ下ヘ國會議員ヲ入レマセウ

(三好委員) 獨逸ノ旨意ハ判事モ檢事モ總テ司法官カ國會ニ導入テ居ルノガ大變宜イノデト云フモノハ法律上ノ考ヘハドウシテモ司法事務ニ係ツテ居ル者カ一番適切ノ考ヘカアリマス議會ニ於テ

司法官ノ導入ツテ居ルノハ大變必要デアル、ソレデ導入テ居ラナケレハナラヌト云フノデアリマス

(委員長) 在官中ダカラ實際出來マイ

(三好委員) ソレハ代理テヤル、豫備判事トカ云フ者カ代理チシテ居ル、ソナラ定代理ニナリハセヌカト云フトソレハ餘程長ク出ラレヌ事カアル

(委員長) 一ツニハ利益カアルガ一ツニハ害カアル

(渡委員) 在官ノ人ヲ投票スル事ハ出來マイ、今尾崎サンチ入ルスル事ハ出來マイ

(委員長) 之ハ日本ノ考ヘテハ區町村會、府縣會ハ自治ト云フ如ク區別スル事ハ出來ナイカラ是レ丈ケ許サナケレハ國會モ許サヌ事ニシナケレハナラヌ之ハ許サヌ事ニシテ於テ憲法上テ入レル事ニナレハ之ヲ取除ケテ仕舞フ、之ヲ入レルカ宜イカ、悪イカハ茲

決定ノル事ハ出来ナイ
 (三好委員) 今テハ非職判事ナレハ所属長官ノ許可ヲ得テ出来ル
 様ニナツテ居リマス
 (委員長) 佛蘭西文テハ何トモ云ヘヌ「在官中」ハ「在職中」ト
 スルガ宜カロウ
 (渡委員) 判事ノ終身官タル場合テ「在官」ト「在職」ト何ウ違
 ヒマスカ
 (出浦報告委員) 「非職」ノ反對ガ「在官」テ在職ハ「免官」ノ
 反對デアリマセウ
 (渡委員) 「在官中」ヨリ寧ロ「在職中」ニ見ルマイカ
 (尾崎委員) 「在職中」ト改マリマシタ
 (委員長) 先キへ行キマセウ
 第七十八條朗讀ス

第八十二條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更スルカ又ハ裁判所ヲ
 廢シタル場合ニ於テ之カ爲ノ詰所ナキニ至リタル判事ヲ補スヘ
 キ缺位ナキ時ハ司法大臣ハ一時之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ缺位ヲ
 待タシムルノ權ヲ有ス
 司法大臣カ裁判所ノ組織ヲ變更シタル場合ニ於テ詰所ナキニ至
 リタル判事ハ缺位ヲ待ツ間其俸給ノ全額ヲ受ルノ權ヲ有ス
 (南部委員) 之ハ非職トハ違ヒマスカ
 (小松報告委員) 法律ヲ以テ裁判所ヲ廢シタ様ナ場合デス
 (尾崎委員) 豫備判事ハ
 (三好委員) 豫備判事モヤリマス
 (小松報告委員) 一項ト二項ト區別スル事カ分ラヌ
 (橋田委員) 前ノハ裁判所ノ組織ヲ法律ヲ變更スルト云フ事、次
 キハ大臣カ變更スルノテ實際場合カ違ツテ居ル

(小松報告委員) 報告委員テモ論ガアリマシタカ部ノ多イトキハ
波シマス

(鶴田委員) 部ヲ減シタ丈ケハ輕重カアルカラ、裁判官ニ全額ヤ
ツテモ宜シイカ「裁判所ノ組織ヲ變更スル」ト同シ様ニ書イテア
ツテ一方ハ部ヲ變更シ一方ハ組織ヲ變更シタトハ見ヘナイ

(渡委員) 二項ハ削ツタ方ガ宜イ、殊更ニ司法大臣カシタトキハ
權利カアルト云フハナイ

(委員長) アツテモ無クテモ同シテアル實際組織ヲ變更スル位ナ
ラ半分ヤルト云フ事ハ出來ナイ

(清岡委員) 之ハ司法大臣ニ附與セラレタ權利タカラ法律ト同シ
ニ見ナケレハナラヌ

(鶴田委員) 司法大臣カ部ヲ何ウシテモ宜イト云フ事ヲ法律ヲ以
テ極ノテアルカラ司法大臣カスルノハ法律カスルノタト云フ説カ

アル

(渡委員) 其論者ニ向テ問フニ法律カ許シタモノヲ司法大臣カ減
ラスト云フト其外ノ裁判所ノ併合ハ何チスルノダト云フト何モノ
イ

(委員長) 法ヲ減ラスノモ容易ニ減ラサヌ、今年ヤツテモ人カ遊
ンデ居ル來年ヤツテモ人カ遊ンテ居ル翌來年ヤツテモ人カ遊ンテ
居ル場合ニハ減ラス事カ出來ル

(渡委員) 裁判所ノ組織ヲ變スル事ハ法律デナケレハ出來ヌ、ソ
レヲ司法大臣ガスル事ハ出來ナイ

(南部委員) 五人ノ判事チ三人ニスルトカ七人ノモノヲ五人ニス
ルトカ云フノガ組織ヲ變更スルノデアリマセウ

(小松報告委員) 之ハ詰リ報告委員會テモ議論カアリマシタカ「
法律ヲ以テ」ハ「變更スルカ」迄ホカ掛リマセヌ

(渡委員) 英文デハ「スルカ」迄ガ「法律ヲ以テ」アスカ
(出浦報告委員) 左様テス

(渡委員) 佛文デハ裁判所ノ組織又ハ裁判所ノ廢止ヲ法ニ因テ定
ノルトアリマス

(三好委員) 「變更スルカ」ノ「カ」チ「場合」トシマス

(鶴田委員) 二項ヲ刪除シテハ何ウテス

(三好委員) 二項ヲ刪レハ俸給ヲ全クヤル事ニナリマス

(渡委員) 刪テモ差支ヘナイ

(委員長) 二項ハ刪除シマシヨウ次キニ

第七十九條朗讀

第八十三條 判事(豫備判事ヲ含ム)ハ一定ノ俸給ヲ受ク

右俸給ハ判事ノ官等及現ニ其屬スル官等中ノ階級ニ從フ

左ノ官等ヲ判事ノ官等トス

裁權一ノ二二三

第一 區裁判所判事及豫備判事ハ奏任官四等五等又ハ六等

第二 地方裁判所ノ通常判事ハ奏任官二等三等又ハ四等

第三 控訴院ノ通常判事ハ奏任官一等又ハ二等

第四 大審院ノ通常判事ハ勅任官一等又ハ二等又ハ奏任官一

等

第五 部長ハ其屬スル裁判所ノ通常判事中ノ最高等官

第六 地方裁判所長ハ奏任官一等又ハ二等

第七 控訴院長ハ勅任官一等又ハ二等

第八 大審院長ハ勅任官

(小松報告委員) 之ニハ修正案カアリマス

第二項修正文

判事ノ官等俸給及ヒ進級ノ順序ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(村田委員) 修正ノ方カ宜シイ之ハ構成法ニ當クモノデハナイ

日本學術振興會

(南部委員) 原案ヲ宜シイ
 (西委員) 原案ヲナケレハイケナイ
 (渡委員) 修正案ニ賛成シマス構成法ニ定ムヘキモノデナイ
 (清岡委員) 之ハ宜カロウト思フ
 (橋田委員) 「法律ヲ以テ定ム」トアルガ法律デハナイ
 (小松報告委員) 特別法ヲ以テ定ムト云フノデ唯法律ト云フノハ
 悪ウ御座イマシタ
 (西委員) 構成法ハ人民ニモ知ラセルモノデアリマスカラ地方裁
 判所ニハ斯ウ云フ裁判官カ居ル、控訴院ニハ斯ウ云フ裁判官カ居
 ルト云フ事ヲ知ルノハ必要デアリマス
 (小松報告委員) 其御説ニ因レハ勅任官奏任官トスレハ宜シイ
 (西委員) 進級ノ事ヲ云フナレハ進級條例ヲ拵ヘルカ宜シイ、ソ
 レハ構成法ニハ要ラヌガ今日五年経タナケレハ控訴院へ遣入レヌ、

裁構一ノ二二四

十年経タナケレハ大審院ニ遣入レヌト云フ事ガアル、アレガ定ツ
 テ見レハ等級ヲ定メテ置クガ宜シイ
 (村田委員) 奏任官一等二等ナドト云フ事ハ何時變ルカ知レナイ
 (三好委員) 之ハ裁判所ノ憲法トモ云フヘキモノデ動カヌモノデア
 リマス、ソレニ等ヲ括リ付ケテ於テモ何ウ變ルカ知レマセヌ
 (西委員) 變ツタトキハ之ヲ變ヘテモ宜シイ御座イマシヨウ
 (三好委員) 構成法ニ入レ共ノデナイト思ヒマス
 (小松報告委員) 一等二等ナドト云フ事ハ外ノ事情デ變リ易ヒ事
 デス、變リ易イ事ハ載セヌカ宜イ
 (尾崎委員) 併シ本官ニハ關係ナイ
 (清岡委員) 勅任官ハ是レ迄三等デアツタケレ共今度ハ二等ニナ
 ツタ、然ウ云フ場合ガアリマス
 (三好委員) 何等判事ヲ置タト云フ事ハ構成法ニハ關係ハナイ

(西委員) 構成法タカラ擧ケテ置ク方ガ宜カロウト思フ
(村田委員) 本統ハ任官ノ方デハ一等二等カアツテモ之デハナイ
様ニシタイ

(西委員) 無ケレハ宜シイガ、アツタ以上ハ仕方ガナイ

(清岡委員) 之ヲ置クナレハ奏任官勅任官ト書イテ仕舞フ方ガ宜
カロウト思フ

(渡委員) 之ハ別ノ法ヲ定メルカ宜シイ

(出浦報告委員) 鳥渡御注意迄ニ申上マスガ、小別リヲ入レタノ
ハ前委員ノ外國人カ入レタノデ其理由ハ唯奏任官、勅任官ト書ク
ト勝手ニ極ク低イ奏任官ヲ以テ來テ控訴院長ニシタリ、大審院長
ニスルト世間ノ信用ニ關スルカラ茲へ擧ケテ置ケバ是レ丈ケノ人
ガヤルト云フ事ヲ見セルノハ社會へ對シテノ保證デアルト云フノ
デ入レタノデアリマス

(三好委員) 官等俸給等ハ別ニ立テレハ宜シイ

(清岡委員) 勅任ニナラナケレハ大審院長ニモ控訴院長ニモナレ
ナイ、奏任官ノ低ヒ者ガ行ケル道理ハナイ

(西委員) 今日構成法ヲ設ケテ之デ以テ社會ノ信用ヲ置クモノニ
ナレハ、大審院モアレバ、控訴院モアル、地方裁判所モアレハ區
裁判所モアル、其裁判官ハ何ウ云フ事ヲヤルカ其裁判官ノ等級ハ
何ウデアルト云フ事ハ茲ニ掲ケテ置クノガ必要デアリマス前ニ大
判事トカ中判事トカアツタトキハ大判事ニ裁判シテ貰へハ良イ裁
判ガシテ貰ヘルト思テ離レモ良イ判事ニ裁判シテ貰フ事フ望ミマ
シタ其後大判事、中判事、小判事ヲ廢サレマシタガ之モ矢張りア
ツタ方ガ宜イト思ヒマス

(尾崎委員) 等級ノ上ニ居ル者ハ良イ裁判チスル然レハ此構成法
ニ控訴院長ハ勅任トカ、地方裁判所長ハ奏任一等トカ、二等トカ

定メテ見セルノカ必要デアリマス

(橋田委員) 文官ノ等級ナドハ度ヒ々々變ルカラソレニ連レテ動カサレル様デハ困ル、條例ガ變ツテモ之ハ變ラヌト云フナレバ宜ヒカ然ウデナイ

(西委員) 變ツタ所デ之ニ當候ルモノガ出來レハ宜シイ

(渡委員) 度ヒ々々變ルモノハ確乎動カヌモノニ入レヌ方ガ宜イ

(三好委員) 人ト金トノ上ニハ何ウシテモ變ヘナケレハナラヌ事ガ出來ル、其度ビ毎ニ此ヲ變ヘテ貰ハナケレハナラヌ

(清岡委員) 地方裁判所ニ「二等」トアルノハ「一等」トシテ貰ヒタイ

(南部委員) 人ガ定ツテ居ル方ガ經濟上便利デアルト思ヒマス

(清岡委員) 此様ナ事ハ矢張り修正ノ如ク特別法トカ、勅令トカニシテ宜イタ方カ差支ヘナイト思ヒマス

(小松報告委員) 「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト致シマス

(委員長) 官等俸給ハ閣令ト思フカ何ウテス

(渡委員) 勅令デス

(委員長) 勅令ト閣令ハ現行ニ因テヤラナケレハナラヌ、其所ハ適合スル様ニシテ修正案ト原案トノ決ヲ採リマス修正案ニ同意ノ方ハ

起立 五名

(委員長) 多數ヲ修正案ニ決シマス次キニ

第八十條朗讀ス

第八十四條 詰所ナキ判事ハ在官中ハ其俸給ノ全額ヲ受ク但第八十二條ニ於テ俸給ノ半額ノミヲ受ルモノト定タル場合ハ此限ニ在ラス

一月ヲ超過シテ他ノ判事ヲ代理スル判事ハ其代理スル官職ニ對

シテ給スル最下級ノ俸給カ現ニ己レノ受ル俸給ヲ超過スル時ハ
代理中之ヲ受ルノ權ヲ有ス

(小松報告委員) 修正ヲ全條刪除説ヲ提出シテアリマス

(鶴田委員) 之ハ一項ヲ置テ二項ヲ刪ル方ガ宜シイ

(南部委員) ソレカ宜カロウ

(尾崎委員) 一項ハ置キマスカ

(鶴田委員) 一項ノ「官」ノ字ハ

(渡委員) 職デアリマセウ

(三好委員) 「職」テハアリマセヌ、「カヌ」デアリマス

(村田委員) 一項ヲ置イテモ宜シイガ但以下ハ要ラヌ様デスネ

(委員長) 修正案ト原案ノ決ヲ採リマセウ修正案ニ御同意ノ方ハ

起立 三名

(委員長) 少數デアリマス

(鶴田委員) 二項丈ケテ刪ル説ヲ出シマス

(委員長) 二項ヲ刪ル論ヲ議題ニシマセウ、二項ヲ刪ルニ同意ノ

方ハ

起立 總員

(委員長) 二項ヲ刪ル事ニ決シテ次キヲヤリマセウ

第八十一條朗讀ス

第八十五條 判事ハ其俸給ノ外裁判事務取扱ノ爲ニ他ノ報酬ヲ受
ル事ヲ得ス但法律ノ許シタル手當及賠償ハ此限ニ在ラス

(清岡委員) 「賠償」トハ何ウ云フ事ヲ云ヒマセウ

(本多報告委員) 旅費日當ナドヲ申マス

(村田委員) 立替金デス

(出浦報告委員) 假令ハ旅費ヲ不足ニ受取テ行ツテ向ウデ不足シ
タカラ立替ヘテ於テ、ソレヲ歸テ來テ取ル事カ出來ルト云フノデ

御座イマス

(鶴田委員) 手當ヲ宜サソウナモノタ

(尾崎委員) 手當トハ何テス

(出浦報告委員) 旅費ナドモ手當テス官宅モ手當テス

(清岡委員) 聞イテ見レハ分ルカ、開カンケレハ賠償ト云フト分

ラヌ

(村田委員) 「立替金」トスルカ

(清岡委員) 公用先キテ怪我ヲシタトキモ賠償ノ内へ還入リマス

カ、假令ハ私カ出張ヲ命セラレタ爲ノニ怪我ヲシタト云フトキハ

(小松報告委員) 日本帝國テ然ウ云フ法律ヲ立レハソレモイケル

ノデシヨウ

(清岡委員) 酒ヲ飲ンデ金ガ餘計入ツタト云テ餘計呉レヤセヌ

(出浦報告委員) 開港場ノ裁判官カ外國人ト交際ナスルニ入費カ

裁構一ノ二二八

餘計掛ツテ、飯テモ食ハシタトキ官カラ給スルト云フナレハ、官カラ下カルトキハ賠償デス

(渡委員) 手當ト云へハ手當デスネ

(委員長) 賠償ト云テモ宜イカモ知レヌ、次キニヤリマシヨウ

第八十二條朗讀ス

第八十六條 判事ハ退官シタル時ハ恩給法ノ條項ニ從ヒ恩給ヲ受ルノ權ヲ有ス

(清岡委員) 此恩給法ハ今日アル恩給令テアリマスカ

(三好委員) 別ニ出來ル精神デアリマス

(渡委員) 然ウスルト判事恩給法トカ、裁判官恩給令トカ云フモ

ノカ別ニ出來ルンタナ

(委員長) 次キニ行キマシヨウ

第八十三條朗讀

第八十七條 判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ刑事訴追ヲ始メタルカ故ニ停職シタルニ拘ハラヌ引續キ之ヲ給ス

(村田委員) 之ハ一般ノト違ヒマスカ

(尾崎委員) 今迄モ同シテアリマス

(南部委員) 病氣ノ例ト同ジ事デシヨウ

(鶴田委員) 裁判所へ出ルト引カレマスヨ

(委員長) 裁判所へ留メラレルト減シラレルト思フ、アレハ一ツ

調ヘテ下サイ

(鶴田委員) 判事モ外ノ人ト變ハルニハ及バヌ

(村田委員) 裁判所ノ詰所ガナクツテ居ル者モ半額外賃ヘナイデ、

裁判所ニ拘留サレテ居ル者モ皆ヤルト云フノハ變タ

(南部委員) 併シ此方ハ懲戒力潔白ニナツテ何ウテモ無クナルカ

知レヌ、前トハ大變違ヒマス

(尾崎委員) 原案テ可イ

(三好委員) 他ノ文官モ唯吟味ニ逢ウカラ取上ケラル、云フ事ハ

無理ナ様デスネ、百日以上病氣デ引ヒタトキモ同シデアリマシヨ

ウ、裁判官デモ病氣ノ中ハ減ラサレル

(鶴田委員) 文官ハ四ヶ月經テハ辭職シナケレハナラヌ裁判官ハ

一年經ツテモ癒レハ出ラレルソレ丈ケノ違ヒカアル

(出浦報告委員) 裁判官ハ他ノ文官ト違ツテ待遇カ厚クナツテ居

ルカラ病氣テモ引カヌト云フ事デアリマシタ

(委員長) 皆サンニ別ニ論ガナケレハ今一應調ヘテ貰ヒタイ

(三好委員) 判事丈ケノ事デ他ニ關係シナケレハ宜クハアリマス

マイカ

(渡委員) 判事ヲ獨立トシテモ此事丈ケハ一般ニ因ラント判事カ

刑事ニ引張り出サレテ其儘置クノハ判事ノ體面ニ關シテ宜シクア

ルマイト思フ

(尾崎委員) 之ハ後ト回シカ宜イ

(委員長) 三好サンモ南部サンモ、ソレデ宜シウ御座イマスカ、
文官ノ方ヲ調ヘタ後チニスルト云フ説ガ多イ様テアリマスカラ、
小松サン然ウシテ下サイ、先キヘ行キマシヨウ

第八十四條朗讀

第八十八條 司法裁判所ノ判事ノ請求ニシテ其裁判官タル地位ヨ

リ生シタルモノニ付專ラ之ヲ裁判スルノ權チ有ス

(出浦報告委員) 之コソ先刻仰セラレマシタ判事ノ職掌上カラ起
リマシタ損害ノアリマシタトキハ請求スル事カ出來マス、ソレハ
當リ前ノ裁判所ヘ参リマス

(本多報告委員) 重モニ俸給ナドヲ渡スヘキ渡サヌナドト云フ事
デアリマス

(清岡委員) 裁判所ハ一般ノ請求ヲ受ケルカラ、コンナ事ヲ云ハ
ンテモ宜サソウナモノタ

(委員長) 「ルードルフ」ノ案ニハ何トアリマス

(本多報告委員) 裁判官ノ其職務ヨリ生スル第三者ノ請求ガ出來
ルトアリマス

(村田委員) 万一スルト行政裁判所ニ行キハセヌカト云フ疑ヲ避
ケタノデシヨウ

(鶴田委員) ソレハ行政裁判ト司法裁判ノ區別カ其處デ分ルノテ
ス

(三好委員) 削ラレテモ差支ヘハアリマセヌ

(鶴田委員) 之ハ要ラナイ、刪除説ダ

(本多報告委員) 之ヲ審キマシタ旨意ハ外ノ國デハ行政裁判デス
ルカラ構成法デ定メテ司法裁判所デサセ様ト云フ意味テ御座イマ

シヨウ

(清岡委員) 處力裁判官カ行政上デ壓制ヲ受ケタトキハ行政裁判所ヘ訴ヘナケレハナラヌ、地位ヨリ生シテタルカ知レヌ

(小松報告委員) ソレハアルカ知レマセヌ、之ハ重モニ財産ノ事デアリマセウ

(三好委員) 元トハ「財産上」ト書イテアツタデス

(尾崎委員) 削ル方ガ宜シイ

(委員長) ソレデハ削リマシテ其次キチヤリマシヨウ

第八十五條朗讀ス

第八十九條 第七十四條第七十五條第八十五條及第八十六條ハ左ノ變更ヲ以テ檢事(豫備檢事ヲ含ム)ニモ亦之ヲ適用ス

(イ) 檢事總長ハ天皇之ヲ命ズ

(ロ) 檢事ハ終身官ナリト雖モ懲戒裁判又ハ刑事裁判ノ判

裁構一ノ二二二

決ニ因リ公務停止ナル時ハ其意ニ反シテ之ヲ免官スル事ヲ得

(小松報告委員) 之ハ修正案ガアリマス

修正文

(ハ) 檢事ハ終身官ナリト雖モ懲戒裁判又ハ刑事裁判ノ判決ニ因ル時ハ其意ニ反シテ之ヲ免官スル事ヲ得

(西委員) 補職スル事ハ何處ニ書イテアリマス

(出浦報告委員) 大審院長ハ 天皇陛下カ命スルト云フ事ハ何處ニモアリマセヌ、其處ダイケル事ニナツテ居リマス

(三好委員) 補職ト云フノハ本官トハ別デス

(西委員) 「檢事總長ハ 天皇之ヲ命ス」ト云フ事ハ何處カニ無ケレハナリマセヌ

(小松報告委員) 之ハ小譚ケチ云タノデアリマス原案デモ職丈ケ

ハ御授ケニナル様ニナツテ居リマス

(清岡委員) 親任官デナイモノニ親補スルハオカシイ

(村田委員) (イ)ハ制ツテモ宜カロウ

(南部委員) 之ヲ制レハ検事長ハ親補デナイ事ニナル

(村田委員) ソレデ宜シイテス

(委員長) 八十五條ノ本條カ宜ケレハ(イ)ニ移テ議シマシヨウ

(鶴田委員) 検事ガ官命デ總長ヲ大臣ガ補スト云フノハオカシイ

(西委員) 然ウスルト「大審院検事總長檢事某」トナリマスカ

(三好委員) 然ウテス「大審院長判事玉乃世履」ト云フ様ニナリ

マス

(南部委員) 七十二條ノ二項ヲ制ツテハ何ウテス

(清岡委員) 官等サヘモ勅令ヲ以テ定メル以上ハ補職ナドハ勅令

デ定メテ宜シイ

(委員長) 成ルヘク書カレ、バ書イテ置カナイト此法律ハ早ク始
末カ付クカ後トノ始末ニ困ルカラ

(渡委員) 「大審院長ヲ除ク」ト云フノヲ「勅任官ヲ除ク」トシ
テハ何ウテス

(村田委員) 「院長ヲ除ク」トシタラ何ウデアリマシヨウ

(三好委員) 然ウスルト七十二條ノ二項ハ「其後ノ補職ハ大審院
長控訴院長ヲ除ク」トナリマス

(渡委員) 一般ノ官吏テモ勅任官ハ内閣デヤル、ソレテ此大審院
長、控訴院長ノ如ク勅任官ヲ司法大臣カヤルト判事ヲ尊ブ事ニ反
シテ來ル

(村田委員) 今一通委員ノ方テ調ヘテハ何ウテス

(小松報告委員) 議ハスカラ直シテ來イト仰シヤレハ直シマス

(渡委員) 裁判官ハ一般ノ勅任官ヨリ重クシテアレハ尙ホ可ナリ

ソレチ一般ヨリ職ヲ命スル事カ輕クシテアル、何トナレハ一般ノ
勅任ハ内閣デ命スルカ裁判官ノ勅任計リ司法大臣ガ命スルト云フ
ノハオカシイ、此官ハ一般ノ文官ヨリ鄭重ニシテアル、恰度判事
テモ一般ノ文官ヨリ重クスルハ宜シイカ下ダシテ扱ウノハ宜シク
ナイ、ソレデ「勅任官ヲ除ク」ト云ハサルヲ得ヌ様ニナル

(清岡委員) 勅任官トスルカ宜シイ

(尾崎委員) 院長ハ官ニスルカ宜イ

(渡委員) 職ノ様ニシテアルノテ苦シイガ官ニナレハ職ニ仕易ヒ

(南部委員) 官名論ハ甚タイケナイ、判事ハ終身官ト云テソレガ

控訴院長トナツテモ、大審院長トナツテモ名カ變ルノハ甚ダ惡イ

(渡委員) 判事カ大審院長ニ任セラレテモ判事ニ違ヒナイ

(南部委員) 判事ト云フ名ヲ以テ裁判官トナツテ居リ裁判官ハ皆
判事デ檢察官ニナツテ居ル者ハ皆檢察官ト下ニ在テモ皆判事檢察

テ裁判スル事ハ同シ事デ即チ 天皇ノ御名ヲ以テ保護スル事ハ貫
クソレデ行政ノ事務ハ補官デ充分ト思ヒマス大審院長カ部長ニナ
ツタトキハ通常ノ部長ト變ツタ事ハナイ、行政事務ヲ持テ居ル故
ニ大審院長ニナルノデス

(鶴田委員) 大審院長カ退職シタトキハ院長カ二人アロウ答ハナ
イカラ其トキハ判事ニナツテ退職スル

(委員長) 陸軍ノ局長ハ大臣カヤルト思フ、司令長官モ陸軍大臣
ト提督ト裁可ヲ得テ大臣ガヤルト思フ、ソレデアロウト思フノハ
勅任ノ長與事濟カ内務省ニ居ルカ内務大臣ガ取扱ウカラ

(渡委員) 彼ハ元老院議員デハナイ、衛生局長デアルカラテアリ
マス

(委員長) 判事ト云フモノカ職掌外ナレバ別タケレ共判事ト云フ
モノカアツテ其仕事ニ付テヤル事ナレハスル事ハナラヌト云ヘハ

大審院ナラ大審院、控訴院ナラ控訴院ノ一部ノ長ニ居ル者モ内閣
ヲ裁可シナケレハナラヌ様ニナル、大審院長控訴院長ハ別チヤケ
レ共一局長ナドヲ動かスニ一々内閣へ出テ總印ヲ取ル丈ケノ功能
ガアルカナイカ

(清岡委員) 局長ハ官制ニアル

(委員長) 局長丈ケテス、檢察長ハ内閣カラ出テモ地方官ハ勅任
官ヲモ奏任官デモ内閣カラ出ルカラ内閣デモ宜シイ

(南部委員) 併シ地方官ハ官テスカ之ハ補職デスカラ

(清岡委員) 補職ヲモ然ウ極ノレハ極マラヌ事ハアリマスマイ

(三好委員) 今ニ之ヲ打壞ハサヌト云フ事デ補職ノ事丈ケハ御定
メニナツテ居リマスカラ此修正ヲ更ニ組合ノ方ニ御附下サレハ何
トカ考ヘマシヨウ

(委員長) 然ウスルト舊ノ七十四條モ一緒ニシテ修正シテ貰ウ事

ニシテ先キテヤリマシヨウ

第八十六條

第九十條 檢察(豫備)檢察ヲ含ムハ一定ノ俸給ヲ受ク

右俸給ハ檢察ノ官等及現ニ其屬スル官等中ノ階級ニ從フ

左ノ官等ヲ檢察ノ官等トス

第一 區裁判所ノ檢察及豫備檢察ハ奏任官五等又ハ六等

第二 地方裁判所ノ檢察ハ奏任官三等又ハ四等

第三 控訴院ノ檢察ハ奏任官二等又ハ三等

第四 大審院ノ檢察ハ勅任官二等又ハ奏任官一等又ハ二等

第五 檢察正ハ奏任官二等又ハ三等

第六 檢察長ハ勅任官二等又ハ奏任官一等

第七 檢察總長ハ勅任官一等

(南部委員) 之レハ常ノ文官ト一緒ニナリマスカ

(三好委員) 然ウテス、半分ノ方ハ重モニ專任ノ順序ヲ立ル考ヘ
 デアリマス檢事ハ專任ト云フ事ナシニ他ノ一般ノ文官ノ規則ニ觸
 ル、以上ハ仕方ガナイガ、觸レヌ以上ハ司法大臣ノ見込ニ因テ進
 級規則ナシニヤリマス
 (南部委員) 進級ノ法ガアレハ別ニ審カナケレハ不都合ト思フ
 (小松報告委員) 定ノレハ普通官吏ノ法ニ因ルトスレバ宜シイ
 (三好委員) 裁判官ノ様ナ特別ノ進級法ハ定ノヌ積リテアリマス
 (南部委員) 進級力進入ツタ方カ宜シイ
 (村田委員) 無イ方カ宜イ
 (三好委員) 二項ハ「檢事ノ官等俸給及ヒ進級ノ順序ハ勅令ヲ以
 テ之ヲ定ム」トシマス
 (委員長) ソレデハ修正ニ決シテ次キヲヤリマシヨウ
 第八十七條朗讀ス

裁構一ノ二二五

第九十一條 檢事ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務ニ
 關涉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フ事ヲ得ス

(尾崎委員) 之ハ論ハ無イ
 (南部委員) 訴訟法ノ檢事ノ立會ノ所ニハ何ウデスナ
 (西委員) 彼レニハ關係ハアリマセヌ
 (南部委員) ソレデハ「裁判事務ヲ取扱ハシムルヲ得ス」デ宜カ
 ロウ
 (出浦報告委員) 檢事ニハ味ヲ容レサセナイノテス
 (清岡委員) 「方法」ハオカシイ
 (鶴田委員) 「如何ナル場合ニ於テモ」ダネー
 (三好委員) 裁判事務ニ味ヲ容レヌト云フ丈ケテス
 (清岡委員) 場合トハ違ヒマスカ
 (出浦報告委員) 場合トハ違ヒマス、干涉ノ仕方ヲ審イタノデア

リマス

(尾崎委員) 原案ヲ宜カロウ

(委員長) 宜シケレハ先キチヤリマシヨウ

第八十八條朗讀

第九十二條 檢事ハ其上官ノ命令ニ從フ

(尾崎委員) 之モ宜シイ

(鶴田委員) 「上官」トハ檢事長丈ケテスカ、司法大臣迄云ヒマスカ

(出浦報告委員) 司法大臣迄云ヒマス、上官ト云フノハ自分ヨリ上ナレハ離レテモ申シマス

(鶴田委員) 司法部内デシヨウネ

(出浦報告委員) 勿論左様テ御座リマス

(委員長) 「上官」トハ司法部内チ云フノカ、經テ政府ノ上官チ

云フノカ

(出浦報告委員) 司法部内ノ上官デス他ノ上官ハ檢事ニ命令スル

事ハ出來マセヌ

(委員長) 宜ケレハ原案ニ決シマス

午後第六時十五分散會

昭和十三年一月十一日寫了司法省法律調查會藏書

日本學術振興會

日本學術振興會

日本學術振興會第一（法律學、政治學）常置委員會は昭和八年十月其の最初の會合に於て、維新以降我國の立法資料の蒐集に關する小委員會を設置することに決定した、之が即ち第九小委員會である。

右第九小委員會は其の劈頭の事業として、法典調査會に於ける民法法典案の審議の速記録を印刷し、引き続き刷了したのが左記の通りである。此等の速記録及法案等は原本が一部僅に司法省に存するのみであつて、若し火災等の危険を考へるならば、眞に慄然たらざるを得ないのであるが、今、此の印刷が完了して、適當の場所々に夫々それを保管することが出来るやうになつたのは、誠に結構な次第である。

此等の印刷には、昭和十年十二月から昭和十四年十二月まで三年一箇月の日子を費した。尙、之に付て司法省の當局が直接間接に多大の援助を與へられたことを、茲に深謝する。

昭和十四年十二月

第九小委員長 加藤 正治

附記

第九小委員會に屬し又嘗て屬した委員の氏名は左の通りである。

○現在委員

加藤正治
尾佐竹
織田信太郎
川野千太郎
清野水耕太郎
田中耕太郎
寺尾元彦
長島順
松宮委員會
中野五郎
日本學術院
山田三良
山川端夫

○舊委員

鳥賀陽然
岡田朝太郎
神戶寅次郎
金森徳次郎
栗原正
末廣重雄
立作太郎
穂積重遠
三浦信三
池田寅二
以上

○裁判所構成法

裁判所構成法議事速記録 三冊
同 二冊
ルードルフ氏裁判所構成法修正案理由書 一冊

○民法

民法草案財産編議事速記録 九冊
民法草案取得編議事速記録 五冊
民法草案擔保編議事速記録 三冊
民法草案議事筆記録 四冊
民法再調査案議事筆記録 四冊
民法再調査議事速記録 一〇冊
民法整理會議事速記録 七冊
民法主査會議事速記録 六冊
民法總會議事速記録 五冊
民法施行法議事速記録 二冊
民法整理會議事速記録 一冊
民法編纂ニ關スル諸意見書綴込 一冊
民法草案意見書人事相續 一冊

○商法

商法再調(舊法時代)筆記及意見書 六冊
商法議事要録 一〇冊
商法整理會議事速記録 一冊
商法施行法議事録 一冊
商法草案 一冊
商法案ニ對スル意見書 一冊
商法修正案參考書 五冊
商法決議案 一冊
商法中改正議事速記録 一〇冊
商法草案議事速記録 一六冊
商社法第一讀會會議筆記録 六冊
商社法第二讀會會議筆記録 四冊
商社法第三讀會會議筆記録 二冊
商社法第四讀會會議筆記録 一冊

○商法關係諸法

小商人ノ範圍ニ關スル勅令案議事速記録

一冊

外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル勅令案

一冊

外國會社ノ支店及ヒ外國人カ設立シタル會社並組合ニ關スル勅令案

一冊

○訴訟法

民事訴訟法筆記

七冊

民訴聯合會議事速記録

一冊

民訴議事速記録

三六冊

訴答文例

一冊

人事訴訟手續法議事速記録

一冊

非訟事件手續法議事速記録

一冊

○刑法

刑法聯合會議事速記録

五冊

○諸法

法例議事速記録

二冊

國籍法並明治六年第三百三號布告改正案議事速記録

一冊

戶籍法議事速記録

一冊

不動産登記法議事速記録

三冊

不動産登記法整理會議事速記録

一冊

船舶登記規則議事速記録

一冊

船舶法議事速記録

一冊

船員法議事速記録

一冊

銀行條例、著作權法案等委員會總會議事速記録

二冊

行政裁決及行政裁判權限法委員會議事速記録

一〇冊

○審議會日記

委員總會日記

一冊

會議日誌(第三部)

一冊

同(第四部)

一冊

以上

裁判所構成法議事筆記附錄 完

(小松報告委員) 修正ニナツテ三十六條ニナリマシタ、鳥渡申上
 マスガ、商法組合員カラ相談ヲ受ケマシタ、商法ノ中テ、無訟事
 件テ商法ニ屬スルモノテ特別ノ地方裁判所ニ專屬サセルモノカア
 ルソウデス、此構成法ニ依レハ、商法上ノ事ハ出來ヌ様ニナルカ
 ラ地方裁判所テ無訟事件ノ取扱ノ出來ル様ナ道ヲ開ケテ置イテ吳
 レト云フ事ヲ御座イマス

(村田委員) ソレガ宜イダロウ

(松岡委員) 然ウスルト地方裁判所デ破産事件ト並ニ無訟事件ヲ
 管轄スルモノガ外ニ出來マスカ

(小松報告委員) 商法ニアリマス

(村田委員) 然ウ云フ事カ商法ニアレハ裁判所ハ制ツテ置カナケ
 レハ仕方カナイ

(委員長) 之ハ之デア宜サソウダ、五十七條

(小松報告委員) 五十八條ノ所ヘ行クノデアリマス

(新) ^第五十七條朗讀ス

(新) 第五十七條 前條第二ニ掲ケタル事件ニ付キ大審院ハ
 必要ト認ムル時ハ事件ノ審問裁判ヲ爲スタノ控訴院
 若クハ地方裁判所ニ公延テ開ク事ヲ得
 此場合ニ於テハ控訴院判事ヲ以テ委員ニ充ツル事ヲ
 得

(村田委員) 之デア此間ノ通りデスネ

(村田委員) 少し意味カ違ツテハ居ラヌカ、此方カラ派出セスニ
 モ宜イト云フ様ニ聞ヘマスネ

(三好委員) 部長ハ委員デアアリマセン

(村田委員) 成程些ト違ウゼ、此間ノハ大審院モ行フ様ニナツタ
 ノダ

(三好委員) 之モ然ウデス

(西委員) 皆意ハ變リハナイ

(小松報告委員) 此次ノ一番仕舞ノ但書ヲ御覽ニナレハ分リマス、ソレニ「派出地所在」ト云フ事カアリマスカラ

(楠田委員) 部長カ部員ヲ兼ネテ居ル事ハアリマセンカ

(西委員) ナイ様デス

(松岡委員) 之ハ「控訴院若クハ地方裁判所ニ開ク」ト云フト控訴院、地方裁判所ト云フノ場合、家屋ト云フ丈ケデ、控訴院、地方裁判所ニ關係ヲ持ツノデナク、今一ツ云ヒ換ヘレハ良イ御寺カアレハ御寺デ開キマスカ

(三好委員) ソレハ所ニ限リマス

(村田委員) 控訴院判事ヲ以テ部員ニ充テルト云フト、控訴院判事計リニ見ヘヤシナイカ

(清岡委員) 「審問裁判ヲ爲スタ」ニ大審或ハ刑事部ヲ派出シテ開ク事ヲ得」トシテハ何ウダロウ

(松岡委員) 此處デ見ルト、其所ノ裁判所ニ任カセル様ニ見ヘル

(楠田委員) 第二項ガナイト、然ウ見ヘルケレトモ先キニ往ツテ、控訴院判事ヲ以テ部員ニ充ルト云フ事ガアルカラ

(三好委員) 廿八條ニ「各部長部員モ毎年之ヲ定ム」トアル

(清岡委員) 五十九條ハ部長モ部員モ遣入ツテ居リマスカ

(三好委員) 左様

(清岡委員) 然ウスルト必ラス部長カ遣入ラヌト云フ事ハ出來ナイ

(村田委員) 之ダト、控訴院長ヲ以テ、部長ニシテモ宜イ様ニナル

(西委員) 大審院カ開ケハ、大審院カラ行カナケレハナラヌ、之

デ大審院カ開ク事カ明カニナル、二項デ控訴院判事ヲ以テ部員計
リニ充ル様ニナル

(南都委員) 元トノ六十條ニ「部員少クトモ」ト云フノハ部長ヲ
除イタノデアリマシヨウ

(委員長) 聯合シタトキハ別デ御座イマシヨウ

(南都委員) 居ラヌト云事ニナレハ部員ハ如何ナル場合デモ包含
シテ居ラヌト云ヘハ云ハンデ宜シイガ、遣入テ居ルト云フト二項
ノ部員ノ中ニ部長カ遣入ツテ居ル様ニ見ヘル

(轉田委員) 五十九條デハ部長モ部員モ遣入ツテ仕舞ツテ、ソレ
カラ部長ニナル

(三好委員) ケレトモ其トキハ部長ノ資格テハアリマセン

(南都委員) 然ウ見レバ宜シイ

(清岡委員) 大審院ノ一部ハ七人デ爲シテ居ル、其七人ノ内一人

ヲ選ンデ部長ニナルカラ、矢張り部員ニナル

(西委員) 「七人ノ派出」トアツテ部員トナイ

(委員長) 書分ク様デ、部長カ一人ノトキハ部長ガ其職ニ補セラ
レナケレバナラヌカラ、其者ヲ書クトキハ部員ヲ指ス「部員」ト
云フトキハ部長ヲ除クト云フ一定ノ文ニナツテ居レバ差支ナイ、
或ル所テ混淆スル所ヲ取レバ宜シイ

(村田委員) 何ウモ「部員ニ充ツ」デハ部長モ遣入ル様ニナルナ

(尾崎委員) 習慣デ支ヘナイ

(村田委員) 唯部長カ此中ニ遣入ツテ居ラヌカト思フ

(尾崎委員) ソレハ無論遣入テ居ラヌ、何ウシテモ大審院カラ出

テ行カヌ事ハナイ

(松岡委員) 高等法院ト 陸下ノ別ニ命セラレタモノヲ獨乙法ニ
スルト大審院デヤル、聯合會デ、第二、第三ノ聯合ノ刑事部デ裁

判スル、然ルチ此法律デハ普通デハ普通ノ上告ヲ受ケル様ナ、七人ノ並々ノ様ニスルノハ國事犯ノ價值カ安イト云フノカ

(三好委員) 大審院カ一審デ終身ニナル、大審院カ第一審チスルノハ此事物ニ限ツテ居ル、別ニ一審チスルモノハナイ

(松岡委員) 始審、終審ノ裁判チ大審院カスル、ソレハ宜シイカ
獨乙ハ百三十八條ヘ持テ來テ、本裁判手續チヤルト云フニハ第二、

第三刑事部カ聯合シテ裁判スルトアリマス、又日本現行デスレハ高等法律チ以テ被ノ通り大審院中ニ特別ニ置カレテ、元老議員チ

以テ裁判官ニ充テ、重クナツテ居ルニ、今此新法ニ於テハ始審、終審共ニ大審院デスルハ宜シイガ、七人ノ組合デ裁判スルト云フ

ニ引下シテ來タノハ何ウ云フ譯デアリマスカ
(西委員) ソレハ問題外デアリマス

(松岡委員) 私ハ復讐スル管デハアリマセンガ、ソレチ聞クト此

部員ト云フ事カ分ツテ來ル關係カアルカト思ヒマス

(南都委員) 舊六十條ノ「部員」チ「刑事」ト改メテハ何ウデス、然ウスレハ判然シマス

(三好委員) 外ノ所ニハ部長チ部員ニ使ウ譯デアリマスカラ、此所丈ケハ擬ヒガ通入ツテ來マスカラ、此所ハ「刑事」トナツテ宜

サソウデス、ソレデハ六十條チ變ヘマス
(出浦報告委員) 之チ「刑事」ト御變ヘニナレハ他ニモ「刑事」

ト御變ヘニナラナケレバナラヌ事ガアリマシヨウ、新ノ百三十三條ノ「他ノ部員ノ傍聽チ妨ケス」トアルチ「他ノ部ノ刑事ノ」ト

改メナケレハナリマセン
(委員長) 松岡サンハ理由チ御問ヒニナル分ハ差支アリマセンガ、

舊五十七條ニ大審院ノ權限チ書イテアリマスカラ、高等法院チ止メテ、大審院デヤルト云フ事ニ極ツタカラ

(松岡委員) 権限モ改メ、現行モ改メタ理由ハ
(委員長) 起草ノトキカラ獨乙法ニモ依ラス日本ノ現行ノ高等法
院モ止メ様ト云フノデアリマスカラ起草者ニ開カナケレバ分ラヌ
(福田委員) 此法ハ獨乙法ニ因ラナケレバナラヌト云フ事ハナイ
(三好委員) 原案カラ七人ニナツテ居リマシタガ本多報告委員ノ
考ヘデハ獨乙ノ方ニ多クナツテ居ルト云フノハ、外ノ重罪ハ總テ
陪審チ用ヒテ居リマス、國事犯ニ限ツテハ陪審チ用ヒテ居リマセ
ン、大審院デ陪審ナシデアリマス、ソレデ裁判官ノ數ヲ殊更ニ増
シテアルノデアルト云フ事デアリマス、日本ニハ別ニ尋常ノ重罪
モ陪審ナシテアリマスカラ、矢張り大審院モ同シ事デ、大審院ノ
組織ニ從ツテ七人デアリ、一般ノ重^罪モ七人デヤル
(尾崎委員) 高等法院ハ七人デアツタノチ大審院ニナツテ七人ニ
ナツタカラ恰度宜シイ

數構一ノ七

(松岡委員) 理由サヘ分レハ宜ロシウ御座イマス、具議ハアリマ
セン
(委員長) 松岡サンノ様ニ控訴院トカ地方裁判所トカ云フノハ變
ナ様ダガ、何ウモ外ノ所デハ開ケマイ、始審ヤ、控訴ガ燒ケレバ
兼令原野デ開イテモ「控訴院」ト云フ旗ヲ建テルカラ蓋支ナイダ
ロウ
(出浦報告委員) 「地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開ク事ヲ得」トシタ
ラ宜シウ御座イマシヨウ
(三好委員) 豫審モ公判モ孰モ導入ラナケレハナラヌ
(委員長) 公廷デアレハ孰デモ導入ル
(南都委員) 「開廷スル事ヲ得」トテハ如何デス
(出浦報告委員) 「開廷スル事ヲ得」ト御書ニナツテモ、斯ウ書
イテモ同ジ事デ御座イマス

(委員長) 「於テ法廷ヲ開ク」トシマスカ

(西委員) 漸ト大審院ノ派出所ガ出來マシタ

(委員長) 次キニ行キマシヨウ

第六十條明讀ス

(原)第六十條 大審院長ハ第五十六條ノ條項ニ依リ大審院ニ

於テ第一審ニシテ終審ヲ爲スヘキ各別ノ場合ニ付キ大

審院ノ判事ニ豫審ヲ命シ且其判事差支アリテ豫審ヲ爲

ス事能ハサル場合ニ於テ法律上之ヲ代理スヘキ判事ヲ

命ス但(新)第五十七條ノ場合ニハ開廷地所在ノ地方

裁判所判事ヲシテ豫審ヲ爲サシムル事ヲ得

(三好委員) 「派出地」ト云フ事ヲ加ヘテアリマシタガ、「開廷地」ト修正致シマシタ

(委員長) 成程、此所ヲ議論ノ起ツタノハ一事件地方デ起ツテ、

其事ガ愈大審院ノ權限ニ屬スルヤ否ヤヲ認メル迄ニ着手シナケレ
ハナラヌカラ、其權限ヲ押ヘタ場合ニ、ソレハ大審院ノ管轄ニ屬
スベキデヤ、地方デヤツテ宜イカチ認メルニハ、檢事ガ直ダ認メ
レバ大審院ニ云テヤルカ知レヌガ、込入ツテ居レバ豫審判事ニ關
ヘテ實ハナケレバナラヌ、豫審判事ハ何ウ言渡スカ、其所ヲ講究
シテ置カナケレバナラヌ、今ノ重罪裁判ニ移ス様ナ言渡ラシテ大
審院ニヤルカ、或ハソレガ無效デアツテ、ソレヲ認メル迄デ、其
所デ檢事ガ圖事犯ト認メテ大審院ガ豫審ヲシナケレバ豫審ガナイ
ト力權ノテ置カナケレバナラヌ、若シ大審院ガ豫審ヲシナケレバ
ナラヌト云フト、前ノ豫審ハ役ニ立タヌカラ、大審院カラ直ダ出
スルカ、或ハ囑托スルカ、引取テヤルカシナケレハ、豫審ノ效力ガ
ナイカラ、極ノテ置キタイ

(三好委員) 其處ハ別ニ組合ノ方デハ議シテハ居リマセンカ、唯

私ガ今ノ御尋ネニ因テ考ヘマス所デハ無論檢事カ檢事長ノ指揮ヲ
開イテヤルカラ初ノニ分ル丈ケハ分ラセルデアリマシヨウ、初ノ
ニ分ラシテ其地ノ所在地ノ豫審判事ニ豫審ヲ求メタトキ、若シ大
審院ノ管轄ニ屬スヘキモノトスルトキハ管轄違ヒノ旨渡サスル事
ニシテ大審院ハ更ニ其地ノ地方裁判所ノ判事ヲシテ即チ六十條ノ
所デ豫審ヲサセルナリ、大審院ガ派出シテ豫審ヲスルナリニナル
ダロウト考ヘマス

(委員長) 新タニ大審院カラ出ストスレバ、但以下ノ所ノ五十七
條ノ場合ニハ開廷所在地ノ地方裁判所判事ヲシテ云々トアルガ、
大審院ニ引取テヤル事ガアル、開廷セヌ中ハ囑托サセテヤル、之
ハ何ウ云フモノカ大審院ガ取ラヌトキノ品物ヲ見ル様ニナツタル
便利デアアルマイカ

(三好委員) 囑托ハ無論出來マス

(南都委員) 全部ノ囑托ハ出來マスマイ
(三好委員) 全部ノ囑托ハ出來マセン、大審院ガ豫審ヲシナケレ
バナラヌノデアリマスカラ

(南都委員) 大概最初デ極リハシマスマイカ、檢事ガ之ハ出來ル
モノカ何ウカ、大概證據ヲ分リマシヨウ

(委員長) 大概分リマシヨウガ、其中ノ一番役ニ立ツ者ヲ大審院
ニ拾ヒ擧ケテ、其所デ切捨タル事ニナルト東京迄引張ツテ來ナイ
デ済ム、ソレガ一切大審院デヤラナケレバナラヌト云フト取捨ガ
出來ヌ

(南都委員) ソレニシテモ弊害ハ慮ラナケレハナラヌ、ニツニ分
ケレハ何ウシテモヤリ放シテ仕舞ツタ場合ト大審院ノ豫審ト抵觸
スル事ガナイトモ申サレマセン、其所ニ證據ガ出來ルト不都合ナ
事ガ間々出來ヤシマスマイカ、打合セシテヤルニシテモ遠方ノ事

デアリマスカラ間違ガ出来易イ事ガアリマシヨウ

(委員長) 一概ニハ云ヘマセン、幼兒モ娯モ東京迄引張り出シ、

品物ニシテモ賄ヲヌ物迄持テ來ルノハ官吏モ人民モ困ルカラ

(南都委員) 其囑托ハ出来マシヨウ

(委員長) 一ノ事件ノ中デ此方ハ取テ行ク、之ハヤレト云フノハ

分ラヌ

(尾崎委員) 大抵ノ所ハ今ノ被事デモ之ハ國事犯ト云フ事ハ見分

ケガ出来マシヨウ

(橋田委員) 出来マスケレトモ前ニ聞ヘタノチ復タ大審院デ罰ペ

ルト無欺ニナル、二度罰ヘルニハ及バヌ、辨解師ガ 天皇陛下ニ

對シテ不敬ヲ云テ位ノ事ヲ二度罰ヘルニハ及バヌ

(南都委員) 彼レハ重罪デハアリマセン

(尾崎委員) 被事ガ國事犯ト判然認ノルモノハ宜イケレトモ豫審

ヲ經ナケレハ判然分ラヌモノガアル

(村田委員) ソレハアルマイ

(南都委員) 修正ノ通りナレバ二度ヤル事ハナイ

(西委員) 國事犯トナレハ國事ニ付何ウ云フ事ヲシタト云フノハ

大審院デヤラナケレハナラヌガ、之ハ國事犯デアルカナイカノ見

分ケハ地方デヤラナケレハナラヌ

(委員長) 私ノ云フノハ國事犯ト認メタ、大審院ノ管轄ニ相違ナ

イト認メテ派出スル分ハ之デ宜シイガ、大審院デヤルモノトシテ、

大審院ヘ皆持テ來ルノハ手數タカラ地方裁判所テ囑托スル事ニナ

レハ一切ノモノヲ持テ來ナイデ、要用ノモノ計リ持テ來ル便利ガ

アル、併シ貴君ノ仰シヤル通り得失ガアルカラ大審院ニ持テ來ナ

ケレバナラヌト云フトソレ迄ダガ、經濟上ト便利トカラ出来ル事

ナレバヤリ度イ

(三好委員) 「ロエスレル」ノ案ニハ恰度仰シヤル様ナ事ガ書イ
 テアリマス、出張先ニ豫審判事ヲ大審院カラ派出シタ時分ニハ豫
 審終結ノ旨渡テ地方裁判所デシテモ宜イト云フ事ヲ大審院カラ托
 スル事ガ出来ルトアリマスガ、ソレヲ削除シマシタ、理由ハ出浦
 君ノ覺ヘテ居ル處デモ地方裁判所デ決定サセル事ハ出来ナイ、大
 審院ノ管轄デヤツテ居ルカラ大審院ノ判事ガ判決シナケレバナラ
 ス、豫審モシナケレバナラヌ、豫審ノ終結ハ大切ダカラ出先デヤ
 ル事ハ出来ナイト云フ事デ御座イマス

(委員長) 唯困ルノハ何ンデモナイ小兒ヤ娘ガ遠方迄來ナケレハ
 ナラヌ、處ガ何モ役ニ立たナイ、彼ノ人ガ差ヒマシタ、彼ノ人ガ
 見マシタ位デ、引張り出サナケレハナラヌ、ソんな者ニ損害賠償
 チヤレバ宜シイガソレモナイカラ困ル

(南浦委員) 論ヲ又證據物ナドハ向ウデ調ヘテ貰ウ事ガ出来マシ

ヨウ、必要デナイ證人ヲ調ベル事ハ充分囑托法デ、イケマシヨウ

(三好委員) ソレハ出来マス、唯終結ノ旨渡ガ出来マセン

(村田委員) 終結ヲスルト、大審院ニ移スト云フ旨渡チシナケレ
 バナラヌガ、ソレハ出来ナイ

(委員長) 終結ノ旨渡チスルノハ宜シイ、何ンデモナイ者ヲ措テ、
 役ニ立ツ者ヲ引張ツテ來ルカラ大キニ便利ダ

(三好委員) 其所ガ餘程備イ所デ、終審デ無罪ト云フト大審院ガ
 ヤル事ハ出来ナイ

(松岡委員) 但以下ヲ可ト認メレバ已ニ認メルトキハ開廷スル丈
 ケノ人数ヲ揃ヘテ豫審ヲ開クノデ、先キニ行ツテ裁判スレハ宜シ
 イガ、此方ヘ取レハ惡イト云フ區別ハナイカラ、此所デ豫審ヲ任
 カセラレルト云ヘバ大審院デ公判ヲ開クトキデモ、外ヘ任カセテ
 宜シイト云フ事ガ當然出テ來ルダロウ

(西委員) 囑托ハ充分イケバ長官ノ仰シヤル事ガ宜カロウ
 (委員長) 危サハ大審院ヘ取ツタ方ガ宜シイガ、唯詰ラヌ叔ガ出
 テ來ルニハ困ル「第五十七條ノ場合ニ於テハ開廷スヘキ地ノ地方
 裁判所判事ヲシテ」ト云フト、ソレガアルトキニハ行ケル、ソレ
 カラ調ベテ見テ開廷セヌト思ヘハ止メル、豫審ヲシタ身ダケテ大
 審院ガ取テ來ル

(清岡委員) 但書ハ地方裁判所判事計リデアリマスカ

(三好委員) 地方裁判所計リダス

(清岡委員) 出張シテヤルトキハ控訴院ノ判事ヲ部員トシテヤル、
 ソレダ豫審ヲ地方裁判所ヘ任カシテハ權衡ガ悪クハナイカ、大審
 院ノ豫審ヲスル式ハ地方裁判所判事ニナイ之モ矢張り便利カラ云
 ヘハ地方裁判所ノ判事ガ一番近イカラ豫審ヲスルニハ立働クニモ
 都合ガ好イカ知レヌガ、然ウスレバ大審院ノ判事ニモ地方裁判所

ノ判事ヲ以テ來テヤル様ニナルニ格式カ違ウカラ

(三好委員) 御考ヲ願ヒタイノハ之ハ便利法デアリマスカラ地方
 デヤルニ、控訴院ノ判事ヲ以テ豫審ヲサセルト云フト、地方デヤ
 ルニハ七人ガ出テ行カナケレハナラヌ、其外ニ豫審判事ヲ置カナ
 ケレバナリマセン、被告ガ大勢ノ時ハ一人デ出來ヌカ知レヌカラ、
 五人モ七人モ豫審判事ヲ遣レテ行カナケレハナリマセン

(清岡委員) 控訴院ヲ開クトキハ控訴院ノ判事テハ出來ナイ、地
 方裁判所カラ遣レテ來ナケレバナラヌ

(三好委員) 法律上代理スヘキ判事ヲ命シテ置キマスカラ代理ノ
 中ニ控訴院ノ判事カ遣入テ居リマス

(精田委員) 此代理法ヲ向ウヘ抱ヘテ行ク事ハ出來マイ

(南部委員) 清岡サンノ御説ガアリマシタガ、豫審ハ地方裁判所
 ガ重モニナツテ居ル、重罪裁判ヲ開クノデモ豫審ハ地方裁判所デ

致シテ居リマスカタ、大審院ヲ豫審チヤルノハ取除ケテ、特別ノ
場合ト見テ、其外ハ控訴院デスルヨリ地方裁判所ノ方ガ宜シイ
(村田委員) 酷リ便利法デアリマスカタ、土臺ガ壞レ出シテ來タ
ノダカラ仕方ガナイ

(委員長) 此案ニ異議ガナケレバ是レデ置キマシヨウ

(三好委員) 建議ヲ出シタノデアリマスガ今日持出シマスカ、甘
催ノ第二ノ中ノ「ロ」「ハ」「ヘ」ヲ削除スル説ヲ出シマス

(小松報告委員) 「ロ」ヲ削除致シマスノハ段々研究致シ見マシ
タ所ガ、實際爲シ得ヌ事デアル、酷リソレ支ケノ事デ御座イマス

(尾崎委員) 削ル方ガ宜シイ

(清岡委員) 別ニ害ハナイデアアリマセンガ

(小松報告委員) 害ト云フ點迄ハ見出シマセンガ、行ハレナイ

(村田委員) 骨ヲ折ツテヤツタ揚句ニ出來ナイ事ニナル、徒勞ニ

屬スル

(委員長) 訴訟印紙ヲ貼ツテ然ウシテヤツテ見テ行ケヌカタ他ヘ
持テ行ケト云フ害カアル

(三好委員) 沿革ヲ申上レバ境界論ハ價額ニ拘ハラヌ區裁判所ニ
專屬スルト云フノガー香初ノノデソレヲ削ラレテ斯ウ云フニナリ
マシタ

(西委員) アツテモ害ニナラヌ削ツテモ差支ナイ

(清岡委員) 區分田舎デアアル

(委員長) 二百圓以下ノ土地ヲ訴ヘレバイケルノダネ

(小松報告委員) 左様デス之ハ三好組合長ノ新發明デ御座イマス

(三好委員) 之ハ「公ノ登記法」ト云フハナイノデス

(村田委員) 削ル方ダ

(委員長) 多數ナレバ削リマス

（今村報告委員）「ハ」ヲ削ルノハ「占有」ト云フ字ハ民法ニ「占有權」トアリマシテ占有ハ自分ノ所有トナル目的ヲ以テ所持シテ居ルモノニ限リマス、此占有ハ民法ノ占有ト違ウト云フ事ニ議決ニナリマシタガ、此文字文ケテハ民法ノ占有ト違ウト云フ事ヲ見分ケルニ困難デ、ソレニ就テハ争ヒガ出來ルデ御座イマシヨウ、占有ト云フ事ハ起業者ハ斯ウ云フ事ハ加ヘマセン、之ハ矢張り前ノ「ロ」トノ所ト等シク組合長ノ發意デ是非加ヘ度ヘト云フノデ加ヘマシタ甲乙ノ間ニ争論ガ生シテ、現ニ難カ此機械ヲ占有シテ居テ宜シイカ、林場ノ草ハ誰ガ刈取テ宜シイカト云フトキ、争論ハ姑ク措テ假リニ定メルノタト云フノデ御議定ニナリマシタガ、果シテ然ウ云フ御議定ナレバ訴訟法ノ草案ヲ以テ構成法ヲ左右スル譯デハアリマセンケレトモ訴訟法ノ草案ニ然ウ云フ場合ハ現ニ委シク分ケテアリマシテソレテ差支ナク、八百六十九條ニ「左ノ

場合ニ於テ假處分ヲ爲ス事ヲ得、金銀ニ關スル請求權若クハ金銀ニ變換シ得ヘキ請求權ニ非スシテ一定ノ人一定ノ物品若クハ一定ノ無形財産ニ付キ權利ヲ保護スヘキ場合ニシテ若シ之ヲ行ハサレハ現状ノ變更ニ因リ判決ヲ執行スル能ハサルカ又ハ之ヲ執行スルニ困難ナルノ恐アルトキ、二争訟ニ係ル權利義務ニ付キ著シキ損害若クハ目前ノ暴行ヲ防止スル爲メ又ハ其他ノ理由ニ因リ假ニ其權利義務ノ所屬ヲ定ムルノ必要アルトキ「ト」アリマス、其他假處分ノ命令ニ付テハ本案ヲ關ヘテ居ル管轄裁判所ニ屬スル、裁判所デハ訴訟物件假處分ヲ爲ス事ガ出來ルトナツテ居リマスカラ、是レ迄御議ニナツタ旨意ナレバ假處分ノ所ガ適當スルダロウト思ヒマス、却テ訴訟法ノ方デ孰レ御修正ニナリマシヨウ、假處分ヲ御置キニナレハ占有ノミニ係ル所ヲ御議シニナツテ御議シニナツテ宜シカロウト思ヒマス

（南都委員） 私ハ不同意デ御座イマス初ノ占有ト云フ所ハ一人ガ
或ル物ヲ持テ居リマス、自分ノ持テ居ル物ヲ他ノ者カラ奪ハレル
場合ニ之ヲ何ウヘ渡シテハ差支テ生スルト云フ必要ノ場合ニ生ス
ル占有ノ所デ御座イマス、所有、占有ノ區別ガアリマスカラ佛蘭
西カラ理由シテ來タト思ヒマス、所有、占有ノ區別ハ佛蘭西民法
ニ規定シテアリマス、ソレニ因テ日本ノ民法カ出來タ、然ルニ佛
蘭西ノ訴訟法ヲ見ルニ占有ハ區裁判所ニ屬セシメテアル、ト云フ
ノハ急ニ自分ノ物ヲ奪ハレテ急ニ取復ヘサナケレバナラヌ場合ニ
ハ至急ヲ要シマスカラ他ノ類例ノ雇人ト雇主トノ關係ス違ツタ事
ハナイカラ類ニ拘ハラヌ區裁判所ニ屬セシムルカ當然デ、ソレカ
ラ假處分ノ事ガアリマシヨウ、ソレハ訴訟法ノ規定ニナリマシヨ
ウ、假處分ハ假處分、占有ハ占有デ、斯ウ云フ場合ガアリマスカ
ラ、ソレハ即チ夫ノ雇主ト雇人トノ間、或ハ旅人ト旅店トノ間ニ

起ツタ訴訟ト同ジテ、區裁判所ニ屬シタ方ガ至當デアリマス、所
有權ニ關スレバ素ヨリ出來マセンガ、占有ノミト致シマシタカラ
混淆スル事ハアリマセン、區裁判所ニ屬シテ類ニ拘ハラヌ方ニ屬
シタ方ガ、宜シイ
（松岡委員） 民法ノ占有ト違ウト云フ旨意デ此所ニアリマスカ
（小松報告委員） 少シ意味ガ廣イ、之ハ占有權デハナイ
（本多報告委員） 「占有」ト云フ所ハ佛蘭西デ、「ポツセシオ」
ト云フ其御座シユナレバ二十條「ハ」ハ尙更削除シ度イ、所有權
ト占有ト區別シテアルト云フモノ、占有ガ定マレハ所有權モ東轉
サレマス、ソレデ大體不都合ガアリマス、獨乙デモ占有ニ係ル事
論ハ小イサイ裁判官ガ致シテ居リマシタガ何ウシタラ宜シカロウ、
併シ急速ヲ要スルカラ丸ルデ區裁判所デサセルノモ不都合デアル、
假處分ヲ置テサセ様ト云フノデ置キマシタ、假處分ヲ訴訟法ニ御

入レニナル限リハ占有ノ至急ヲ要スル事ハ假處分デアツテ充分ト
思ヒマス、構成法ノ額ニ拘ハラストスルト至急ヲ要シテモ要サン
デモイケル様ニナリマス、然ウシテハ餘リ區裁判ノ権限カ廣クナ
ルダロウト云フノデ削除ノ方ニ賛成シマシタ「モツセト」モ訴訟
法ノ改正案ニモ情ケナイカナ構成法ニ「占有」ト云フ字ガ導入ツ
タト云フ事ヲ注意シテ居リマス

(委員長) 此所へ入レタノハ所有權ニ關セヌト云フ位ノ考ヘダロ
ウ、三好サン、訴訟法ニ書イタト云フ考デアリマシタカ

(三好委員) 其中ハ其所迄説キ及ホシテアリマセン、假處分ト占
有トハ矢張り同シ事ハ假處分デアラマシヨウガ、幅ガ違ウト云フ
事ハアリマスガ、ソレヲ引イテ論シタ事ハアリマセン

(委員長) 然ウデシヨウ

(松岡委員) 私ハ存在スルガ宜カロウト思ヒマス、假處分ハ事柄

ガ違ウト思ヒマス、今ノ中間ニ争フ物ヲ先ツ孰ヘ任カセテ置クト
云フノトハ此占有ハ違ツテ現在今我手ニ持テ居ル物ヲ他人ガ持テ
走ルトキ我ノ占有タト云フ事ハ所有權ト云フ事ハ云ハンデ出來ル
之ハ簡易ニ出來ル事デ、害ドコロデハナク大變利益ガアルト思ヒ
マス、大意ハ南澤君ノ云ハレタノト同ジマス

(委員長) 急要ナ場合ハ之デ行ハレマスネ

(松岡委員) 此所ノ占有ハ所有權ニ立入ラヌ

(委員長) 判決迄ヤリマス

(三好委員) 所有權ヲ争フナレバ地方裁判所ニ行キマス

(三好報告委員) 私ハ削ルト云フノデハアリマセンガ占有ト云フ
字ガ民法ノ「ボツセシヨン」ト云フ字ト變ラヌト民法ト紛ラシカ
ロウト思ヒマス

(今村報告委員) 占有ノ方ハ極ク狭イ積リデアリマス、自分ノ買

ウトカ、賣ツタトカ云フ目的デナケレハ占有トハ云ハレマセン
(南都委員) 保有ト云フハ何ウ云フ場合デスカ

(三好委員) 所有ノ争ハ別ニナリマス

(今村報告委員) 都築モ制ル方ニ同意デ御座イマス、民法ノ占有ト同シニスレハ種々狭イカラ

(委員長) 民法ノ占有ト云フ字ト違ウト云フ事ハナイ、同シモノト思テ居タニ違ヒナイ、此占有ハ已ニ三好サンガ書イタトキカラ民法ト違ウト云ヘバ然ウダガ

(今村報告委員) 民法ト同シト云ヘハ疑ガ起ルマイト思ヒマス、若シ違ウト云ヘバ之ガナカツタ爲ノニ管轄ノ争ヒガ出来、委員長ガ入レタ民法ノ通りノ占有デ入レタノデハナイト云フ事デアリマスカラ

(委員長) 民法ノ占有ト違ウト云ヘハ此字モ變ヘナケレバナラヌ

「カルタード」ノ字モ變ツテ居ラナケレバナラヌソレガ違ツテ居ランケレバ外務省デヤツタ時分カラ徹底シテ居タカ何ウカ分ラヌ

(今村報告委員) 民法ノ占有通りニナレバ取ランダモ宜シイ

(本多報告委員) 尙更取ツタ方ガ宜シイ、占有ノ裁判ナスレハ所有權ガ定マラヌ場合ガ多い

(委員長) 動モスレバアルガ

(南都委員) 前ノ區裁判所ノ權限ニモ違反ツテ居リマス

(出浦報告委員) 實ハ占有ト限リマシタ以來「カルタード」ニ質問致シマシタ所ガ「占有」ト云フ「ボツセシヨン」ハ佛蘭西ノ「ボツセシヨン」ト同ジ字ダロウ、此所デハソレモ違反ルノダ、佛蘭西デ申ス「テダン」モ違反ルト云フ説明シテ御座イマシタ

(今村報告委員) 組合長ハ「カルタード」ト同説デ御座イマシタ
(委員長) ソレデハ「カルタード」ガ佛蘭西ノ字ヲ譯スルニ「ボ

ツセシヨント云フ字ト、之へ書ク字ト幾何ノ違ヒガアルカ、ソレガ違ハナケレハ見分ケテスル事ハ出来ナイ、英吉利デ「ボツセシヨント」云フノハ實ハ「ダタンシヨント」デ、占有スル目的デ持テ居ルノガ「ボツセシヨント」云フ文字ガアリマスカラソレヲ使ウダロウト思ヒマス、書分ケカ出来レバ宜シイカ、同シ字ヲ撰ケテ置テ見分ケテスルト云フノハ分ラヌ、日本文デハ違ハナケレハナラヌ

(出浦報告委員) 極ク狭イモノタロウトナレバ法律ノ精神ニ違ヒマス

(委員長) 翻譯字ヲ違ヘナケレハナラヌ、三好サン貴君ハ出品人ダロウ貴君ノ考ガ佛蘭西ノ「ダタンシヨント」モ通入ツテ居ルト云ヘバ占有テハ違フカラ、貴君ノ提出ナスツタ意味ヲ御述ヘナサイ

(今村報告委員) 出浦報告委員ノ云フ如キ意味ヲ含ンデ出シタノ

ガ佛蘭西民法上ユアル「ボツセシヨント」デ御出シナスツタカ

(三好委員) 私ハ廣イ意味デ出シタノデアリマス

(委員長) ソレデハ占有モ保有モ通入ルト云フ意味デスネ

(三好委員) 只持テ居ルト云フ意味デス、「保有」ト云フ字テ出シタ積リテスカ、ソレガ占有トナツタモノト思ヒマス、ケレトモ意味ハ其意味デ議論ヲ通過シタト思ヒマス、所有權ヲ争フノハ別ダト云フ廣イ意味デ御座イマス

(委員長) ソレヲ此處ヘ持テ來タカト思ヒマス、占有モ保有モ通入ル、ソレノ争訟文ケト云フ意味デ御シマシヨウ

(南都委員) 所有權ヲ極メル事ニナレハ御除説ヲ贊成シマス

(西委員) 所有權ニ立入ラナケレハナラヌ様ナノハ通入ラヌノデス

(委員長) 幅ノ廣イ方デハ幾ンド取ルト云フ方が多イデアリマシ

ヨウ

(松岡委員) 私ナドハ廣イ方デ宜シイ

(委員長) 「ボツセション」ト云フノハ人ノ物ヲ借りテ居ルカ、

或ハ□□□シテ自分ガ使ツテ居ルカスル、或ガ保有ト云フノハ幾

ント所有ト聞變ヲ容レヌ近イモノデ、之ヲ決スルニハ所有權ノ區

域ニ立入ラナケレバ分ラヌ、何ウシテモ幅ガ廣イト云フノハ易イ

方ノ幅ガ廣イノデナク、大ツケ敷イ方ノ幅ガ廣クナル

(西委員) 所有權ヲ限サナケレハ之カ極ラヌト云フト、見解ニナ

ル

(三好委員) 保有權ヲ持テ居レバ、所有權ヲ持ツテ居ルカ、占有

ヲ持テ居ルカ、現有デス

(委員長) 「現有」トシテモ、占有ダロウカ、所有ダロウカト云

フ事ヲ見ナケレハナラヌ

(西委員) 現有シテ居ルノハ假リデ、現有ニモ差取シテ現有シテ

居ルノモアリマシヨウ、私ガ借りテ居ル間借ト持テ歸リマシタト

云フトキハ所有權ニ關係ハナイ

(今村報告委員) 「現有」ト極ツタナレバ抹場ノ争ヒナドモ現ニ

去年迄誰ガ持テ居タト云フ事カ極マルダロウト思ヒマス

(西委員) 昨年ニ構ハヌ、現ニ持テ居ル

(今村報告委員) 抹場ナドハ手ニ持テ居ルノデアリマセンカラ去

年迄刈テ居タト云フノガ現有ニナリマシヨウ

(西委員) 刈テ居タラ何ウスルト云フ事ガナケレハナリマセン、

刈テ居タカラ私ノ物タト云ヘハ所有權ニナル

(今村報告委員) 孰方デ刈テ居タトカ云フ事ヲ區裁判所デ極ノレ

バ其刈テ居タト云フ事ガ材料ニナツテ所有權ノ材料ニナル

(西委員) 此處ニハ誰カ刈ルト云フ事ヲ極ノル丈ケダ

(清岡委員) 處ガ「現有」ト書ケハ所有ト云フモノガ遺入ラヌト云フ規則ヲ極ノナケレハナリマセン

(松岡委員) 現有ノ事ニハ所有ノ事ハ關係ハ持タヌ

(委員長) 松岡サン、第二ト云フ處ニ「額ニ拘ハラス」ト云フ事ガアル、現有トナルト一人ノ人ガ一萬圓ノ「ダイヤモンド」ヲ持テ居ル借リタヤラ買タヤラ分ラヌ、ソレヲ極ノルニ、現有力現有デナイカラ極ノルニハ所有ヲ極ノナケレバ、唯借リテ居ルカ、盡テ持テ居ルカト云フ事カ分ラヌ、然ウスルト額ニ拘ハラズガ何ニモナラヌ「ダイヤモンド」ヲ尾崎サンガ持テ居テ貴君ニ貸シテソレカラ復タ私ヘ貸スト云フトキハ何ウシテモ所有者ヲ引張り出サナケレハナラヌ

(松岡委員) 矢張り尾崎サンノ方ノ所有權ニハ關係シマセン

(委員長) ナイケレトモ所有者ヲ引張り出シテ來ナケレバナラヌ

(南浦委員) 私ガ貴君ノ家ヲ賃借シテ居ル、處ガ茲ニ一人出テ來テ、ソレハ我が賃借シテ居ルト云フ、其トキハ現有ノ事ニナルカ何ウカ

(松岡委員) ソレハ裁判スル

(南浦委員) 然ウスルト物件ノ裁判ヲシナケレバナラヌ事ニナル

(今村報告委員) 此通り此法律ヲ立派ニ立テタノガ裁判官ニ暴力起リマスカラ

(清岡委員) 所有權ガ遺入ラズ民法デ云フ占有ヲ遺入ラセテソレ文ケガ現ハレ、ハ宜シイ

(三好委員) 其積リデス、所有權ノ争ハ少シモナイ

(南浦委員) 家ノ比喩ハ金ノ時斗ト修正ナ願ヒマス

(松岡委員) ソレカラ推シテ來ルト不動産ヲ現有シテ居ル争ハ「己ノ部ニ於テ不動産ヲ現有シテ居ル之ハ大事ノ事デアリマスカラ

(委員長) 隨分得失カアリマス、輕イモノナラ宜シイカ重イモノハ困難カアル

(南部委員) 之ハ容易ナラヌ事テ御座イマシヨウ

(三好委員) 餘程談カアツテ「ボアソナード」モ「カルクード」モ「ルードル」モ押シ合ツテ入レタノデアリマスカラ「ボアソナード」ヤ「カルクード」ニモ一應意見ヲ問フテ見ル事ニ致シマシヨウ

(委員長) 之ヲ制ルナレハ區裁判所ノ權限ガ狭クナルガ、入レルナラハ研究シナケレハナラヌカラ今一應調ヘタイ

(三好委員) 「モツセー」ノ□□デ反對ノ人ガ大變攻撃シマスカラ

(委員長) 貴君ノ現有ト云フノハ新發明ニ違ヒナイ

(三好委員) 私カ質問シテ同意ヲ得タノハ廣イ意味デアリマス

(委員長) 此字チ「占有」カ「現有」ニスルトセヨ、「ベジツツ」ト云フ字チ愈々貴君ノ云フ「ハーベン」ト云フ意味デスル積リカ、「ボツセション」デスルカ、三人ニ聞キマシヨウ、三人ガ「ボツセション」ダト云ヘハ之ヲ占有トシ、「ハーベン」ト云フ意味ナレバ現有トスル意味ニシテ、取ルカ取ラヌカニ致シマシヨウ

(稟報報告委員) 私ガ「ボアソナード」ニ關イタノハ占有ハ賃借カラモ、所有カラモ或ハ盜人チシテ居ルカ至知レマセン、其住ンデ居ル所へ邪魔ニ來レハ區裁判所へ訴ヘテ宜シイ、併シ所有權カアルニ除ケト云フ事ハ出來ナイ、一体此人ハ賃借人タト云フ事ハ出來マセン、否ソレハ知ラヌ現ニ源ニ通ツテ談スル事ハ出來ナイ、兎モ角モ今日住ンデ居ルト云フ事チ斷ヘテ來タナレバ住ハセテ置クガ宜シイ、宜デヤナイカ御前ハ彼ノ人ガ住ンデ居ルカラ邪魔チセヌガ宜イト云フ即チ「ボツセション」デ御座イマス

日本學術振興會

(委員長) 何ゼ「デバーション」ガ選入ツテ居ルカ

(採録報告委員) ソレハ丸ルデ別デ法律上ノ語ニナツテ居リマセ
ン

(委員長) 「カルタード」ガ出浦ニ話シタノハ此「ボツセシヨ」
ハ外ノ「ボツセシヨ」ト違ウト云フ事デアルカラ

(三好委員) 私共モ其意味デアリマス

(小松報告委員) 只區裁判所テ保護ヲ請フ文ケデスナ

(委員長) 兎ニ角占有文ケニシテモ一應開キマシヨウ、今一週貴
君方デ極メテ出シテ貰ヒマシヨウ

于時午後第六時閉場

昭和十三年一月二十日寫了司法省法律調査會藏書

日本學術振興會

